

平成26年2月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成26年2月7日(金曜日)午後1時30分から午後6時24分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第 3号) 平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について(教育局)

日程第 2 (議案第 4号) 平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について(教育局)

日程第 3 (議案第 5号) 平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について(教育局)

日程第 4 (議案第 6号) 相模原市いじめ防止基本方針について(学校教育部)

日程第 5 (議案第 7号) 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について(学校教育部)

日程第 6 (議案第 8号) 相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について(教育環境部)

日程第 7 (議案第 9号) 相模原市社会教育委員条例について(生涯学習部)

日程第 8 (議案第10号) 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)

日程第 9 (議案第11号) 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について(生涯学習部)

日程第10 (議案第12号) 相模原市立図書館協議会委員の人事について(生涯学習部)

日程第11 (議案第13号) 相模原市立公民館長の人事について(生涯学習部)

日程第12 (議案第14号) 相模原市文化財の指定及び登録並びに相模原市登録文化財及び旧藤野町指定重要文化財の解除にかかわる諮問について(生涯学習部)

日程第13（請願第1号） 漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願

日程第14（請願第2号） 「学校図書」の自由を守り『はだしのゲン』が自由に閲覧できることを求める請願

日程第15（請願第3号） 公共図書館・学校図書館等の利用に関し、特定図書の閲覧制限等がされないことを求める請願

4. 閉 会

出席委員（5名）

委 員 長	小 林 政 美
委員長職務代理者	大 山 宜 秀
教 育 長	岡 本 実
委 員	田 中 美奈子
委 員	福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長	白 井 誠 一	教 育 環 境 部 長	大 貫 守
学 校 教 育 部 長	小 泉 和 義	生 涯 学 習 部 長	小 野 澤 敦 夫
教 育 総 務 室 総 括 副 主 幹	杉 山 吏 一	教 育 総 務 室 総 括 副 主 幹	岡 本 達 彦
総 合 学 習 セ ン タ ー 所 長	金 井 秀 夫	総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	下 園 秀 雄
総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	大 塚 善 行	総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	岸 和 彦
総 合 学 習 セ ン タ ー 指 導 主 事	農 上 勝 也	学 務 課 長	長 嶋 正 樹
学 務 課 担 当 課 長	田 野 倉 和 美	学 校 保 健 課 長	鈴 木 英 之
学 校 保 健 課 担 当 課 長	遠 山 芳 雄	学 校 施 設 課 長	山 口 和 夫
学 校 施 設 課 担 当 課 長	下 村 敏 之	学 校 施 設 課 担 当 課 長	門 倉 豊
学 校 教 育 課 長	西 山 俊 彦	学 校 教 育 課 課 長 代 理	馬 場 博 文

学校教育課 担当課長	東 條 久美子	学校教育課 担当課長	江戸谷 智 章
学校教育課 担当課長	齋 藤 嘉 一	学校教育課主幹	小 泉 勇
学校教育課 指導主事	石 黒 晴 美	学校教育課 指導主事	石 井 紀 子
教職員課長	奥 村 仁	教職員課担当課長	菊 池 政 弘
教職員課担当課長	篠 原 秀 俊	相模川自然の村 野外体験教室所長	青 木 正 利
相模川自然の村 野外体験教室 所長代理	足立原 浩 一	ふるさと自然体験 教室所長	城 田 善 夫
青少年相談 センター所長	小 畑 弘 文	青少年相談 センター担当課長	奈良田 明 美
青少年相談 センター担当課長	中 里 雅 子	生涯学習課長	小 森 豊
生涯学習課 担当課長	島 田 欣 一	生涯学習課 担当課長	重 田 聡
生涯学習課副主幹	岩 崎 洋 司	文化財保護課長	川 島 和 章
文化財保護課 担当課長	山 迫 孝 弘	文化財保護課主査	木 村 弘 樹
文化財保護課主任	中 川 真 人	スポーツ課長	八 木 博
スポーツ課 担当課長	鈴 木 敏 男	スポーツ課主任	橘 田 勝 宗
図書館長	横 山 登美子	図書館長代理	細 谷 正 行
相模大野図書館長	岡 崎 扶佐子	橋本図書館長	山 本 利 昭
博物館長	菊地原 恒 市	保育課長	阿 部 菊 良
事務局職員出席者 教育総務室主任	秋 山 雄一郎	教育総務室主任	越 田 進之介

開 会

小林委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、大山委員と田中委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、どうぞお入りいただいて結構でございます。

(傍聴人入場)

平成 2 5 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

小林委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 3 号、平成 2 5 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第 3 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成 2 5 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成 2 5 年度相模原市一般会計・公営企業会計補正予算書及び予算に関する説明書の 3 ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、3 月補正予算の全体の概要でございますが、第 1 条でございますように、歳入歳出予算の総額 2, 4 8 2 億 5, 4 0 0 万円に、歳入歳出それぞれ 4 7 億 9, 3 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 5 3 0 億 4, 7 0 0 万円とするものでございます。

1 6 ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款 5 0 教育費」の補正額は、3 3 億 7, 3 2 7 万円の増額となっております、補

正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は、8.6%となり、1.2ポイントの上昇となります。

今回の補正予算につきましては、主として国の好循環実現のための経済対策を受け、平成26年度実施予定の事業について、平成25年度予算で繰越明許費を設定し、平成25年度予算で実施する事業に係る内容となっております。

続きまして、教育委員会の所管に係る補正予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

38ページをご覧いただきたいと存じます。

なお、「さがみはら防災・減災プログラム事業」に位置付けられている事業につきましては、それぞれの事業名の後に、括弧書きで、「(防災・減災プログラム)」と記載されておりますが、今回の説明においては、割愛させていただきます。

はじめに、下段の「款50 教育費」、「項10 小学校費」、「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の「学校給食施設・設備整備事業」につきましては、清新小学校の給食室の改築に係る備品等の整備を行うもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の「防災対策事業」につきましては、本市における「さがみはら防災・減災プログラム」に位置付けて実施するもので、(1)「小学校屋内運動場改修事業」につきましては、避難所となる屋内運動場の維持・保全及び機能向上を図るため、弥栄小学校ほか7校の床、壁、照明等を改修するものでございます。

(2)「防災対策施設整備事業」につきましては、屋外便所の設置、受水槽の耐震改修及び屋内運動場の天井材等の落下防止対策を実施するものでございます。

(3)「小学校工事設計等委託」につきましては、受水槽の耐震改修に係る設計業務を委託するものでございます。

2の「小学校校舎改造事業」につきましては、教育環境の整備と校舎の維持・保全及び機能向上を図るため、向陽小学校ほか2校の校舎改造等を実施するものでございます。

3の「小学校校舎等整備事業」、(1)「給食室整備事業」につきましては、清新小学校の給食室改築工事を行うものでございます。

(2)「トイレ整備事業」につきましては、学校トイレの快適性向上のため、上溝小学校ほか6校のトイレ整備を行うものでございます。

なお、1の「防災対策事業」から3の「小学校校舎等整備事業」までにつきましては、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

40ページをご覧いただきたいと存じます。

「項15 中学校費」、「目20 学校建設費」でございますが、小学校費と同様に、説明欄1の「防災対策事業」、(1)「中学校屋内運動場改修事業」につきましては、新町中学校ほか1校を改修するものでございます。

(2)「防災対策施設整備事業」につきましては、受水槽の耐震改修及び屋内運動場の天井材等の落下防止対策を実施するものでございます。

(3)「中学校工事設計等委託」につきましては、受水槽の耐震改修に係る設計業務を委託するものでございます。

2の「中学校校舎等整備事業」、(1)「トイレ整備事業」につきましては、大沢中学校ほか2校のトイレ整備を行うものでございます。

なお、1の「防災対策事業」及び2の「中学校校舎等整備事業」につきましては、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

小野澤生涯学習部長 続きまして、「項20 社会教育費」、「目25 公民館費」でございますが、説明欄1の「施設維持補修費」につきましては、大沼公民館の空気調和設備に著しい不具合が生じているため、早急に修繕を行うものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」でございますが、国の好循環実現のための経済対策を受けて行う事業につきまして、平成26年度への繰越明許費を設定するもので、「項10 小学校費」、「学校給食施設・設備整備事業」から「項15 中学校費」、「中学校校舎等整備事業」まででございますが、給食室整備、校舎改造、屋内運動場改修、トイレ整備等につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。

また、「項20 社会教育費」、「施設維持補修費」でございますが、大沼公民館空気調和設備修繕につきまして、できる限り早急に対応する必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、関連する地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「教育債」、「小学校整備費」及び「中学校整備費」でございますが、国の好循環

環実現のための経済対策を受けて行う小学校校舎改造事業、屋内運動場改修事業及びトイレ整備事業等の実施に伴い、増額するものでございます。

以上で、議案第3号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

大山委員 国の経済対策に対しての予算ということですが、国として何か特定の目的のためにということがあるのでしょうか。あるいは、特に定められておらず、国の経済対策ということで、こういった小学校の整備費とか中学校の整備費に使用しているということなのか、ちょっとご説明をお願いしたいのですが。

鈴木学校保健課長 今回の補正につきましては、国の経済対策に伴う国の補正に伴いまして、翌年度予定しているような事業を前倒しして、繰越明許し、翌年度に使うことを承認いただくものでございますが、この国の補正に伴って、一部補助金あるいは起債の充当率等が上がりますので、一般財源が少なくて済むというようなメリットもございます。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

小林委員長 小学校、中学校とも受水槽耐震改修並びに天井材等落下防止対策という繰越明許がついておりますけれども、相模原市の中ではどのような状況になっているかご説明いただければと思います。

山口学校施設課長 受水槽についてでございますけれども、受水槽の改修状況につきましては、平成25年度末で101校の受水槽の耐震を含めた整備が完了しております。109校中の101校ですから、ほぼ耐震化は完了しているという状況でございます。今後、これら残りの部分の耐震化改修工事をすることによって、耐震化とあと老朽化、そういったものに対応していくというのが受水槽の改修の状況でございます。

天井材の撤去についてでございますけれども、本市では屋内運動場がございます。大半の学校につきましては、天井材は設置しておりませんが、天井材のある学校が、小・中学校で10校ございますので、天井材について、撤去を基本として安全対策向上ということで予算化しているものでございます。

これにつきましては、平成25年8月に文部科学省から、学校施設における天井材落下

防止対策についての通知がございまして、それを受けまして、本市といたしましては、天井の補強ですとか様々な方法がございましてけれども、撤去をすることが一番安全対策として望ましいということから、撤去を基本として10校の天井撤去を行うということでございます。

以上です。

田中委員 大沼公民館の早急に対応しなくてはいけないというところなのですが、具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

小森生涯学習課長 大沼公民館につきましては、昭和61年4月に開館ということで、既にもう27年が経過しております。そのような中で、空調設備に関しましても、機器類がやはり経年劣化等で故障しているということで、具体的に申しますと、各部屋の温度調節がきかなくなっているというようなことがございます。あと、一番問題なのが、風切り音みたいな音がシュッシュとずっと出ているような状態になっていまして、特に大会議室等につきましては、コンサートですとか、それから踊りのときに音楽をかけたりしますので、かなり皆さん、使用される際にご不便が生じているというような状況でございますので、ここで早急に改修したいと。特に夏場に冷房を入れますと音がやっぱりしますので、夏場の時期には音が出ないような形で、快適に使っていただくような形で、ここで補正を上げさせていただいたという状況でございます。

小林委員長 よろしいですか。

田中委員 わかりました。ありがとうございます。

大山委員 言葉の中で、防災・減災プログラムという言葉が出てまいりますけれども、全体のこのプログラムの中で、教育に対する予算というのは、どのくらいのパーセンテージを示すのか、教えていただけますでしょうか。

山口学校施設課長 大変申し訳ございません。全体の中での教育費がどのくらいのパーセンテージかということにつきましては、現時点では、ちょっと手元に資料がございませんので、ご了承いただきたいと思っております。

小林委員長 後日ということ。

山口学校施設課長 はい。後日、お答えいたしたいと。

なお、防災・減災プログラムに指定されたものにつきましては、学校が避難所として利用されるという位置付けから、防災・減災プログラムとして学校施設に係る改修工事等を行うというものでございます。

小森生涯学習課長 今、防災・減災プログラムのお話が出ましたので、公民館関係の予算も計上しておりますので、説明をさせていただきます。

公民館の中で、本庁地区の6館につきましては、現地対策班ということで、地域防災計画で位置付けがされておまして、公民館に非常用の発電設備、それから受水槽に緊急遮断弁装置、こういったものを整備するというので、今度、当初予算の方に出てまいりますけれども、そういった形で、防災・減災プログラムの中の項目という形で予算の方を計上させていただいております。

大山委員 この防災・減災プログラム、市民税の上乗せ分を充てているということですので、ぜひ、市民の方にわかりやすい形でこのプログラムを説明し、なぜ教育関係もここに入ってくるのかという説明を、ぜひしていただきたいなというお願いでございます。

白井教育局長 お話にございましたように、毎年度、当該年度の予算の概要というものを財務当局の方で発行しております。地域の懇談会等でもご説明しているところでございますけれども、なかなかそれだけではわかりにくい部分もあろうかと思っております。また、広報ですとか、その他教育については教育委員会のホームページ等もございますので、そういった中でできるだけわかりやすく説明できるようにしてまいりたいと思っております。

小林委員長 そのほかございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

小林委員長 それでは、ありませんので、これより採決に入ります。

議案第3号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第3号は可決されました。

平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

小林委員長 次に入ります。

次に、日程2、議案第4号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成25年度相模原市一般会計・特別会計・公営企業会計補正予算書及び予算に関する説明書No.2の3ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、3月補正No.2の予算の全体の概要でございますが、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額2,530億4,700万円に、歳入歳出それぞれ11億3,300万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,541億8,000万円とするものでございます。

16ページをご覧くださいと存じます。

下段の「款50 教育費」の補正額は、3億4,905万円の減額となっており、補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は、8.5%となり、0.1ポイントの減少となります。

続きまして、教育委員会の所掌に係る補正予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

70ページをご覧くださいと存じます。

「款50 教育費」、「項5 教育総務費」「目10 事務局費」でございますが、説明欄2の「臨時的任用職員等経費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

3の「奨学基金積立金」につきましては、奨学基金への寄附金を基金に積み立てするため、歳入歳出予算に計上するものでございます。

「目15 教育指導費」でございますが、説明欄1「国際教育事業」、(1)「海外帰国及び外国人児童生徒教育推進事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

なお、補正額の財源内訳欄にございます国庫支出金の増額につきましては、当初見込んでいなかった国庫補助金を確保できましたことから、財源更正するものでございます。

「目18 総合学習センター費」でございますが、説明欄1の「施設維持管理費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校給食センター費」でございますが、説明欄1の「(仮称)上溝学校給食センター整備事業(継続費)」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目25 青少年相談センター費」でございますが、説明欄1の「青少年・教育相談事業」につきまして、補正額の財源内訳欄にございます国庫支出金の増額につきましては、当初見込んでいなかった国庫補助金を確保できましたことから、財源更正するものでござ

います。

大貫教育環境部長 続きまして、72ページをご覧いただきたいと存じます。

「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄2の「学校情報教育推進事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の「学校医等報酬」及び2の「学校給食単独校運営費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

なお、補正額の財源内訳欄にございます国庫支出金の増額につきましては、駐留軍等再編交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加充当に伴い、財源更正を行うものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、説明欄1の「校外活動費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の「防災対策事業」から4の「小学校工事設計等委託」までにつきまして、いずれも不用額を減額するものでございます。

下段の「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄1の「学校情報教育推進事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の「中学校完全給食推進事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

74ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の「防災対策事業」及び2の「中学校工事設計等委託」につきまして、不用額を減額するものでございます。

次に、関連する継続費補正につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」、「項5 教育総務費」、「(仮称)上溝学校給食センター整備事業」でございますが、(仮称)上溝学校給食センターの整備事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

次に、関連する地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「教育施設整備費」から「中学校整備費」までにつきまして、(仮称)上溝学校給食センター整備事業並びに小学校及び中学校の工事設計等委託の事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

小野澤生涯学習部長 引き続きまして、74ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「項20 社会教育費」、「目18 文化財保護費」でございますが、補正額の財源内訳欄にございます国庫支出金の減額につきましては、駐留軍等再編交付金の充当額変更に伴い、財源更正するものでございます。

「目25 公民館費」でございますが、説明欄1の「公民館整備事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

なお、補正額の財源内訳欄にございます国庫支出金の減額につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の充当額変更に伴い、財源更正するものでございます。

以上で、議案第4号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。

福田委員 ご説明によりますと、財源更正をするものと不用額の減額ということがあるようですが、その辺の内訳をちょっとご説明いただけますでしょうか。

小林委員長 具体的にどの部分でしょうか。

福田委員 不用額を減額するものと、それとは別に、充当するものがあるということで財源が変更になったものと、その辺の割合ということなのですが。

大貫教育環境部長 基本的に、で示してありますのは、いわゆる執行残、契約とか全部事業が終わりまして、残ったものを執行残として減額しているものでございます。

それから、その予算の中で、要するに一般財源と市債と国からの補助金とか、そういうので財源が分かれていますのですけれども、その中で、国庫補助金が増えたり、いろいろ増えたときに一般財源を減らさなくてははいけませんので、そういう意味での調整が幾つか入っていると、そういう意味でございます。

福田委員 わかりました。

小林委員長 補正予算を見ていますと、工事系のものはどうしても執行残が出て、大きくなっているなという感じがいたします。その背景というのは、多分メカニズム的なものがあるのでしょうかけれども、その背景について、ご説明いただければと思います。

山口学校施設課長 工事関係でございます。小・中学校それぞれ防災対策事業ですとか、

環境対策事業等々を行ってございます。こちらにつきましては、例えば屋内、屋体の改修事業等を行った場合、設計金額に対して、入札して落札率等ございますが、そちらに伴う執行残というものが大半のものでございます。それぞれトイレ改造ですとか校舎改造事業を行っておりますけれども、いずれも入札差金、執行残という形で整理するものでございます。

小森生涯学習課長 公民館費の方も減額補正がございます。これにつきましては、主に小山公民館で今年度改修工事をやりまして、その執行残という形です。やはり予算に対して設計を行って、その後、落札ということなのですけれども、大体、建築系が割と低目に落ちるという傾向にあるみたいですが、そのほかの電気ですとか給排水、空気調節設備、これはそんなに落札が変わらないというような傾向にございます。

いずれにしましても、工事の競争入札というような形の中で、落札価格が設計したときより落ちるという傾向があるということでございます。

小林委員長 そのほか質問はございますか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第4号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

小林委員長 次に、日程3、議案第5号、平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

教育委員会の予算編成に当たりましては、「人が財産」の理念に基づき、さがみはら教育を着実に推進するため、学校教育分野においては、子ども一人ひとりの確かな学力と豊

かな心や感性を育み、きめ細かな教育ニーズに組織的に対応できる「学校教育の充実」、子どもたちが快適に学ぶことができる「学校教育環境の整備」、情報化の進展に対応するため、子どもが主体的にICTを用い学習活動ができる「情報教育の推進」を重点目標に掲げるとともに、生涯学習分野については、市民が生涯にわたり学び続け、生き生きと暮らす生涯学習社会を創造するための「市民の生涯学習・スポーツ環境の充実」に重点を置き、必要な経費を盛り込んだものでございます。

それでは、教育委員会の所掌に係る当初予算の概要を、平成26年度予算主要施策説明書に基づきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、平成26年度予算主要施策説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。

当初予算の相模原市全体の概要でございますが、歳入歳出予算の一般会計の総額は、2,576億円で、前年度との比較は、131億円の増額、5.4%の上昇となっております。

12ページをご覧くださいと存じます。

中段の「款50 教育費」の予算額は、190億177万円で、一般会計予算全体に占める教育費の割合は、7.4%となり、前年度との比較では、5億551万円の増額、2.7ポイントの上昇となります。

次に、主な事業につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、118ページをご覧くださいと存じます。

なお、新たな取り組みには、新と記載してございます。

はじめに、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、「市立小中学校等通信整備事業」につきましては、地震災害等の発生時に、山間地区に立地しており通信環境が著しく悪く、孤立化するおそれのある小・中学校及び体験学習施設との情報伝達・収集手段として衛星携帯電話を整備するものでございます。

「防災教育推進事業」につきましては、全小学校と中学校の研究校1校に緊急地震速報システムを整備し、防災教育の一層の深化・充実を進め、安全な学校生活の確保を図るものでございます。

「教職員任用経費」につきましては、本市の教員を希望する優秀な人材を採用するため、教員採用候補者選考試験を実施するものでございます。

「少人数指導等支援事業」につきましては、学習面におけるきめ細やかな指導を展開するため、小・中学校に少人数指導やティームティーチングを行う非常勤講師を配置するも

のでございます。

さらに、中学校第3学年で35人以下学級を、3校のモデル校にて実施し、生徒の学力向上や望ましい人間関係づくりなどへの効果や実施上の課題について研究・検証を行うもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

120ページをご覧いただきたいと存じます。

「目15 教育指導費」でございますが、中段の「児童・生徒健全育成事業」につきましては、学校・地域・教育委員会・市・関係機関等が連携し、児童・生徒の健全育成を図るため、学校でのいじめ防止の取り組みの推進や、いじめ防止フォーラムの開催などを通して、保護者、市民の方への啓発活動等を実施するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

また、新たに小学校における様々な課題に対して、チームでの対応を図るため、小学校10校に児童支援専任教諭を配置するものでございます。

「目18 総合学習センター費」でございますが、「学校と地域の協働推進事業」につきましては、「人間性豊かな子どもの育成」と「生き生きとした市民活動」の実現に向けて、学校教育と社会教育がそれぞれの機能を生かしながら協働するため、学校と地域の協働推進コーディネーターを小・中学校に配置するものでございます。

「市民大学等実施経費」につきましては、社会の諸課題や身近な生活課題などに関する市民の学習欲求に応えるため、高等教育機関との共催により、相模原・町田大学地域コンソーシアムと連携しながら市民大学を開講し、学習機会の充実を図るとともに、地域の研究機関と連携して公開講座を開講するものでございます。

「さがみ風っ子教師塾事業」につきましては、さがみはら教育を継承する強い意志を持った教師志望者及び現職教員を対象に、さがみ風っ子教師塾を運営し、教育への情熱、使命感、幅広い教養を持った心豊かな人材を育てるものでございます。

122ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 学校給食センター費」でございますが、「防災対策事業」、「学校給食センター整備事業」につきましては、城山学校給食センターにおいて災害時に炊き出しを実施するため、非常用発電設備を整備するもので、特定財源として市債を見込むものでございます。

「施設運営費」につきましては、新たに開設する上溝学校給食センターを含む3つの学校給食センターで、必要な備品等の整備を行うものでございます。

「目25 青少年相談センター費」でございますが、「青少年・教育相談事業」につきましては、青少年の心の問題にかかわる来所・電話相談業務及び小中学校出張相談を実施するため、青少年教育カウンセラーを配置するとともに、不登校、いじめ、虐待、非行等の子どもを取り巻く環境に働きかけ、問題解決の役割を担うスクールソーシャルワーカーを配置するもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「協働事業提案制度事業」につきましては、不登校の児童・生徒のコミュニケーション能力等を育むため、市民と市が協働して事業を実施するものでございます。

124ページをご覧いただきたいと存じます。

「目30 野外体験教室費」でございますが、「野外体験教室活動費」につきましては、児童・生徒の創造性、主体性を育成するため、相模川ビレッジ若あゆと、ふじの体験の森やませみにおける集団宿泊生活及び多様な各種体験活動を支援するものでございます。大貫教育環境部長 続きまして、「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、「学童通学安全経費」につきましては、通学時における児童の安全確保を図るため、通学路への学童通学安全指導員を配置するなど、通学路の安全対策を実施するものでございます。

「学校情報教育推進事業」につきましては、学習用及び校務用コンピュータ等の維持管理を行うものでございます。新たな取り組みといたしまして、小学校2校に、タブレット型パソコンを導入し、大型テレビなどのICT機器を活用した情報教育の実証研究を行うものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、「学校給食単独校運営費」につきましては、学校給食の充実と円滑な実施を図るため、備品等の整備を行うとともに、給食運営の効率化を図るため、単独校27校の給食調理業務を民間委託するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、「要保護及び準要保護児童就学援助費」につきましては、経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費等の就学経費を援助するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

126ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 学校建設費」でございますが、「防災対策事業」、「給食室整備事業」につきましては、大沢小学校ほか22校の学校給食単独校において、災害時に炊き出しを実施するため、非常用発電設備を整備するものでございます。

「防災対策施設整備事業」につきましては、災害時救援活動を行うヘリコプターのランドマークとなるよう、校舎屋上に学校名を表示するものでございます。

「小学校工事設計等委託」につきましては、平成27年度以降に実施する屋内運動場改修工事に係る設計業務を委託するもので、特定財源として市債を見込むものでございます。

「給食室整備事業」につきましては、宮上小学校の給食室改築工事に係る設計業務を委託するもので、特定財源として市債を見込むものでございます。

「小学校工事設計等委託」につきましては、平成27年度以降に実施する校舎改造及びトイレ整備工事に係る設計業務を委託するもので、特定財源として市債を見込むものでございます。

「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、「学校情報教育推進事業」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、「中学校完全給食推進事業」につきましては、デリバリー方式の給食を実施している30校に係る給食予約システムの運用、調理業務委託等を行うものでございます。

128ページをご覧いただきたいと存じます。

「目15 教育振興費」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、「防災対策事業」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

「中学校工事設計等委託」につきましては、平成27年度以降に実施する校舎改造、トイレ整備及び普通教室等空調設備設置工事に係る設計業務を委託するもので、特定財源として市債を見込むものでございます。

小野澤生涯学習部長 続きまして、130ページをご覧いただきたいと存じます。

「項20 社会教育費」、「目5 社会教育総務費」でございますが、「家庭教育啓発費」につきましては、家庭教育力向上のため、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対して学習機会及び情報の提供による支援を行うもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「目18 文化財保護費」でございますが、「勝坂遺跡保存整備事業」につきましては、国指定史跡の保存と活用を図るため、自然科学分析及び出土品の木製品保存処理や、笹葺住居の葺き替えを行うもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「川尻石器時代遺跡保存整備事業」につきましては、国指定史跡の保存と活用を図るため、出土品整理作業や地形測量を行うもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「目25 公民館費」でございますが、「防災対策事業」、「公民館改修事業」につきましては、現地対策班の位置付けがある本庁地区の公民館に、非常用発電設備及び緊急遮断弁付の受水槽を整備するもので、特定財源として市債を見込むものでございます。

132ページをご覧いただきたいと存じます。

「公民館改修事業」につきましては、相原公民館の大規模改修工事、相武台まちづくりセンター・公民館の整備に係る実施設計及び麻溝まちづくりセンター・公民館の整備に係る基本設計を行うもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「目30 図書館費」でございますが、「図書資料充実経費」につきましては、市民が必要とする図書資料の充実を図るため、図書、新聞、雑誌、紙芝居等の収集を行うもので、特定財源として繰入金を見込むものでございます。

「目35 視聴覚ライブラリー費」でございますが、「施設運営費」につきましては、視聴覚教育の振興を図るため、教材や機材の収集を行うものでございます。

「目45 博物館費」でございますが、「展示・教育普及事業経費」につきましては、JAXAと連携した企画展示や、講座・講演会の開催、支援ボランティアの育成等の宇宙教育普及事業を行うほか、その他分野において、企画展示や講座・講演会等の教育普及事業を実施するもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「プラネタリウム事業経費」につきましては、JAXAと連携したプラネタリウム番組の制作・投影や、宇宙・天文に関する全天周映画の上映等の宇宙教育普及事業を行うもので、特定財源として使用料及び手数料を見込むものでございます。

「協働事業提案制度事業」につきましては、市民と市との協働により尾崎行雄に関する企画展及びイベント等を行うものでございます。

134ページをご覧いただきたいと存じます。

「項25 市民体育費」、「目5 市民体育総務費」でございますが、「各種体育大会等実施事業」につきましては、市民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るため、市民選手権、クロスカントリー大会等の各種体育大会の開催及びかながわ駅伝への選手の派遣を行うもので、特定財源としてスポーツ振興くじ助成金を見込むものでございます。

「ホームタウンチーム連携・支援事業」につきましては、スポーツ振興やシティセール

スの推進及び市民の一体感の醸成を図るため、相模原市ホームタウンチーム等との連携・支援事業の充実を図る取り組みを行うとともに、トップレベルのスポーツ競技を通じた「観る」「支える」スポーツ環境の充実や、Ｊリーグ施設基準等を満たしたスタジアム整備に向けた調査・検討を行うものでございます。

「目１０ 体育施設費」でございますが、「（仮称）城山湖グラウンド施設整備事業」につきましては、城山湖野球場を拡張し、新たにグラウンド１面を整備するため、実施設計等を行うもので、特定財源として市債を見込むものでございます。

「総合体育施設等検討事業」につきましては、キャンプ淵野辺留保地整備計画に基づき、キャンプ淵野辺留保地に武道館の機能を有する施設や、スポーツ拠点となる施設の整備の検討を行うものでございます。

次に、関連する地方債につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、平成２６年度相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書の１０ページをご覧くださいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「教育施設整備費」から「体育施設整備費」までの財源として起債するものでございます。

以上をもちまして、議案第５号、平成２６年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等伺いたいと思います。どうぞ。

大山委員 学校給食センター費の中で、防災・減災プログラムで、各学校に災害時の炊き出しということで非常用の発電装置を整備すると。単独の調理場及びセンターの全体としては、来年度どのくらいこの非常用発電装置が整備されるのでしょうか。

鈴木学校保健課長 今回の防災・減災プログラムを活用した給食施設への非常用自家発電の整備につきましては、小学校の単独の調理場で４６カ所、そのうち来年度２３カ所を予定しております。それと、給食センターにつきましては、来年度は城山学校給食センター、再来年はできれば津久井学校給食センター、現在もう建設が終わりましたけれども、上溝についてはもともと設計の中に入っておりますので、ここで整備が終わるということでございます。

福田委員 公民館の老朽化に関する予定、それともう一つ、防災・減災プログラムの改修というのが二本立てであろうかと思うのですが、この予定というのはどのような形で、１

年間にどれぐらいの改修ということで進んでいるのか、教えていただきたいと思います。

小森生涯学習課長 まず、公民館の改修の関係でございます。基本的には、昭和50年代に建てられた公民館を中心に改修工事の方を進めているというような状況でございます。昭和50年代前半の大沢、田名、新磯、こういったところは改修工事が既に終わっております。今年度は小山公民館の改修工事、それから来年度は相原公民館ということで、こちらは両方とも昭和56年に建設したものでございます。

今後なのですけれども、基本的には建設年次順というような形で進めております。1年に1館ずつやっていきたいということで、今後につきましては、相武台公民館とまちづくりセンター、これは併設館でございますが、これの移転・改修工事。それから、麻溝は県道の拡幅がありまして、その関係で都市計画決定がなかなかされていないということで、ちょっと引き延ばしになっておりますけれども、これにつきましても来年度は基本設計、場所を移転するというので、あと用地の購入などもあります。

その後でございますけれども、清新、それから星が丘、中央といったところが昭和57年、昭和58年、この辺に建てた建物ですので、順番に1つずつ、もう築30年以上を超えてまいりますのでやっていきたいと、そのように考えております。

それからあと、防災・減災の関係でございます。まず、自家発電設備、先ほどちょっと申し上げましたけれども、本庁地区の6館が現地対策班というような形で、防災上、位置付けられたということでございまして、この本庁6館につきましては、全て自家発電設備を設置するというので、特に平成25年から平成27年、3年間かけて重点的にやるということです。

小山公民館につきましては、大規模改修にあわせて自家発電を設置しております。来年度につきましては、星が丘公民館と清新公民館に自家発電設備を設置しまして、その次の平成27年度につきましては、中央、横山、光が丘、こちらの方に自家発電設備を設置するという予定で進んでおります。

あと、受水槽の関係です。緊急遮断弁というのを付けております。これにつきましては、震度5強ぐらいの地震が起きたときに、給水口が遮断して、水が逆流したりしないようにして、飲料水として確保できるようにする装置ということでございまして、小山公民館につきましては、今年度、改修工事にあわせて設置しております。

それからあと、来年度につきましては、緊急遮断弁につきましては、光が丘公民館に設置します。あと残りの4館でございますけれども、そこにつきましては、受水槽の位置が

ちょっと高いところ、例えば倉庫の上ですとか、そういったところに置かれていたりとか、実際にそういったところにつけましても、実際に水をとりに行くのが危険だとか、そういう状況でございますので、そういったところは大規模改修にあわせて実施していきたいと考えております。

以上でございます。

田中委員 今ご説明をいただきました中で、教育総務費の事務局費の中の防災対策事業費、衛星携帯電話を整備するということでしたけれども、整備台数7台というふうになっておりますが、具体的にどこにというのがもし決まっていたら、教えていただきたいのと、それから、少人数指導支援事業のところでも、3校6人というふうな記述があるのですけれども、これももし決まっているようでしたら、ぜひ教えていただきたいです。

もう1つ、ふれあい教育事業の中で、児童・生徒健全育成事業、こちらも10校、専任教師の方を配置するとなっておりますが、今の段階で決まっていたら、ぜひ教えていただきたいです。

もう1つ、すみません、学校と地域の協働推進事業の配置校、6校コーディネーターを配置するというところも、もし何か具体的にあれば教えていただきたいと思います。

杉山教育総務室総括副主幹 最初にご質問いただきました衛星通信の整備事業の関係でございますが、1台につきましては、この建物5階でございます教育総務室、本部ということで1台設置をする予定です。あと、学校につきましては、青根小学校、藤野南小学校、藤野北小学校、青根中学校、以上4校を予定しております。それとあと、体験学習施設といたしまして、やませみと若あゆにそれぞれ1台ずつ、合計7台を予定しております。

西山学校教育課長 まず、少人数学級推進のための非常勤講師の配置3校6名でございますが、1校あたりに2名の非常勤講師を配置するものでございますが、現在、各学校の応募がございまして、その中から3校を今、選定中でございます。

次に、もう1点の児童支援専任教諭の配置10校につきましても、同様に、現在その調整中でございます。

金井総合学習センター所長 学校と地域の連携協働推進コーディネーターの配置校についてでございます。小学校が藤野小、淵野辺東小、南大野小、それから、中学校が内出中、共和中、東林中、3区にそれぞれ小中1校ずつということで、計6校に配置してございます。

小林委員長 関連でお願いします。説明書118ページ、緊急地震速報受信システムの設

備とありますね。これは、ある一定の効果が期待できる、あるいは確信できるという裏付けがあつての設置かと思いますが、その裏付けについて、まずご説明いただきたい。

それからもう1点、同じく118ページの少人数指導支援事業の中で、中学校3校が指定されておりますけれども、いわゆる中期実施計画の3年間ということで検証期間がありまして、検証の成果が平成28年度に出されると思われるのですが、お願いですが、お願いというか提案ですが、できれば中間の成果発表ですか、報告というか、そういうものができるのかどうか。

それから、学級の生徒数を少なくしても、先生の質がそのままならば、効果はそれほど期待できないだろうと。その辺への配慮というのは、どのように考えているのかどうか。

以上でございます。お願いいたします。

西山学校教育課長 1点目の緊急地震速報受信システムでございますが、このシステムは地震発生の数秒前に、地震がこれから数秒後に起きるよということが受信されまして、それを校内放送と連動することで、地震発生の数秒前には全校生徒にその知らせが届くというシステムでございます。

これまで、阪神・淡路大震災の際には、その地震発生の数秒前に、きちんと自分自身の安全の確保ができた場合とできなかった場合での生存率、またその後の被害の状況については、かなり大きな差があるという報告がなされているものでございまして、今回この緊急地震速報受信システムを導入することによりまして、児童・生徒のより一層の安全確保が図られるものと思っております。

当然ながら、これを配置することによりまして、今後の防災訓練等にもこれを活用していく中で、防災訓練等の工夫が今後図られるものと思っております。

次に、少人数学級推進のための非常勤講師、少人数学級のモデル校3校の実施でございますが、アンケート調査や聞き取り調査、また事業の観察等を教育委員会の方が行いまして、定期的にその検証を行っていく予定でございます。1年ですごく大きな結果が出るということは、なかなか望めないところもあるかもしれませんが、定期的な形での推進状況については、教育委員会へご報告をする予定でございます。

また、今、教員の質というものが当然重要なところでございまして、我々指導主事の方がこのモデル校についても、学級の子どもたちが少なくなったところだけの効果を見るだけではなく、そこについてよりきめ細かな指導がなされているか等についても、教員への指導、助言等を図っていきたいと思っております。

大山委員 122ページの一番下の新しい事業で、青少年相談センターの協働事業提案制度事業ということなのですが、この内容について簡単にご説明を伺いたいことと、この協働事業提案制度というものが、青少年相談センターでどのように提案団体の判定をし、客観的に妥当なのかどうか、その辺どういうシステムをとるのかお聞きしたいと思います。また、不登校については、大分数として少なくなってきたという報告は聞くのですが、実際にどのくらいで学校に復帰しているのか、お伺いしたいと思います。

小畑青少年相談センター所長 この事業でございますが、市民団体の方から昨年提案がございました。内容は、1つは、ビッグママプロジェクトという団体の方は、音楽を子どもたちに聞かせて、聞かせるだけではなくて子どもたちにも楽器を使わせる。あるいは、音楽を聞きながら絵を描かせるとか、そのような活動を行うような内容でございます。また、NPO法人無限という団体が行うのは、スポーツを通じたコミュニケーション能力の育成をするための活動ということでございます。

どちらも、相談指導教室に通っている児童・生徒を対象とした活動です。日ごろから、相談指導教室に通っている子どもたちは、学校の子どもたちと同じように、近所の学校ですとか公民館等で、運動、卓球ですとかテニスとか、そういうものをやっております。また、音楽もそれぞれの教室でやっているところでございますけれども、相談指導教室の子どもたち同士の協働したつながり、あるいは活動というものが、ちょっと不足しているところでございます。

この団体につきましては、それぞれの相談指導教室の子どもたちを1カ所に集めて、相談指導教室の子どもたち同士の交流を図りながら、普段やっている音楽や運動などの活動をより充実させていただけるものと感じまして、一緒に、子どもたちのコミュニケーション能力を育成し、子どもたちを元気にするためにやっていきたいと思いますということで、市民の前でプレゼンテーションを開きまして、またそこでも意見がありましたけれども、一緒にやっていきたいと思いますということで、行うことになりました。

相談指導教室に通っている子どもたちが、学校に復帰する率なのですけれども、復帰のきっかけとしましては、やはり相談指導教室の中で、子どもたち自身が、私はこういうことができるのだと、あるいは人とのかかわりが恐かったけれども、活動の中で子どもたち同士が人とかかわるといえるのは楽しいなということを感じて、学校に復帰している状況と捉えております。

小林委員長 大山委員、よろしいですか。

大山委員 こういう支援するようなNPO、市民の団体というのは、多分市が把握していないところでもかなりあると思うのです。これは保護者の方が、やはり子どもがそういう不登校になっているという状態で、自分たちでかなり努力して探していると思うのですね。市外にも、やはりそういう教室というか、そういう支援をするような団体というのは、多分かなりたくさんあると思うのですね。ですから、ここではスポーツだ、音楽だということを言っていますが、そのほかにも、かなりそういう手段としてはたくさんあると思うのですね。市としてこういう協働事業を採用する根拠だとか、その辺をしっかりと見ないといけないのではないかというのが、私の指摘です。その辺の判断基準を、ちょっとお聞かせいただきたいなということです。

小畑青少年相談センター所長 相談指導教室で通常行われている活動は、学校に準じた活動でございます。相談指導教室では、体を動かす体育的な活動、それから音楽も通常行っておりますので、相談指導教室で行っている活動に関連したものということでございます。

また、ビッグママプロジェクトにつきましては、以前、学校教育課の協働事業の方で、市内の小学校の方で音楽活動をした実績がある団体でございます。NPO法人無限につきましては、この団体ではないのですが、この団体の代表者が、生活保護世帯の子どもたちを対象とした学習支援をしていたという実績がございます。

とにかく、相談指導教室に通っている子どもたちの実態に応じた活動をしていただけるようなNPO法人、あるいはこのような市民団体ということで判断をさせていただきました。

田中委員 要望なのですが、先生方の給与について、県費なので本市の予算ということではないのですが、先生方の意欲というか、あまりにもどんどん、毎年のように減額されていってしまうと、やはり気持ち的に萎えてしまう部分が出てきてしまうのかなと思います。ここで言うべきことではないかもしれませんが、先生方が生き生きと働けるような環境づくりをしていただいて、それが結果的に子どもたちに返ってくるのかなと感じておりますので、そういうことも考えていただけたらなと思っております。場違いな要望で申し訳ありません。

奥村教職員課長 教職員の給与ということに関しましては、今現在、県費負担教職員ということで、神奈川県が給与を負担しておりますが、ここ数年にわたって給与の減額措置が続いているような状況でございます。私どもといたしましても、教職員の給与に係る改善要望、さらには定数改善に係る要望を、毎年、国、県に対して出しているところでござい

ますが、今のご意見をお伺いしまして、引き続きそのような活動に取り組んでまいりたいと思います。

田中委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

小林委員長 2点伺います。説明書120ページ、特別支援教育推進事業のところ、本年度から配置した支援教育支援員等々の配置の1年間の成果についてお伺いします。

それから、ふれあい教育事業の児童・生徒健全育成事業ですが、児童支援専任教諭を置くことになった背景について、ご説明をいただければと思います。

それからもう1点、122ページの、先ほどの青少年相談センター費のところ、青少年・教育相談事業でございますが、このセンターの予算、約3億のうちの約2億5,000万円をこの青少年・教育相談事業に投入しているわけでございます。63人のカウンセラー、ソーシャルワーカー、この子どもたちに対するそのカウンセラーの成果というのですか、できればどこかで、目に見えるような形で、こんなにいい点が出るのだというのが可能ならば、お願いですが、今までの実績の累積をまとめたものが、目に見えるような形で市民の方々に伝えられればなと思っているわけです。83%以上の費用がここにかかっているわけでございますので、もし可能ならば、お願いしたいと思います。

以上です。

西山学校教育課長 支援教育支援員を、平成25年度、本年度109校に配置し、また来年度も同様に、全校に109人の支援教育支援員を配置する予定でございます。

本年度の成果といたしましては、各校では、この支援教育支援員が、個別な配慮を要する児童・生徒に対する指導をきめ細かく実施することができたという、当然ながらのそういう成果も上がっておりますが、それだけではなく、この支援教育支援員が学校の組織の1人として入ることによって、支援教育支援員の目から見た子どもたちの状況がケース会議等で報告として上がってきたり、またそのことを中心に、さらに組織として配慮を必要とする子どもたちに、組織的にその子どもたちにかかわっていかうとする。そういう組織の充実が図られたというような報告も受けているところでございます。

このような報告を受けまして、さらに来年度は、また109校に109名の支援教育支援員を配置いたしまして、さらなる支援教育の充実を図っていこうと思っているところでございます。

続きまして、児童支援専任教諭の配置10校でございますが、この児童・生徒健全育成事業につきましては、平成25年度、本年度からスタートした事業でございます、本年

度につきましては、いじめや暴力等の根絶に向けて、いじめ防止フォーラムを実施させていただいたり、またいじめ防止月間等を実施する中で、各学校には子ども向けのクリアファイルやリーフレット等を配布し、その啓発を図ったところでございますが、さらに児童支援専任教諭を小学校に配置することによりまして、各学校では、これまで支援教育コーディネーターと言われる教諭や、また児童指導主任と言われる教諭が、学級担任を持ちながらその役割を果たしていたところがございます、各学校では、専任的にその役割に従事できる教員が欲しいという状況も、各学校から聞かれたところがございます。

来年度は、児童支援専任教諭というものが、学級担任で持つ授業時数を少し削減する形で、学校全体の児童の様子をまず観察することができたり、そこでまた把握した子どもたちの様子を、定期的にケース会議を開いてその話題に上げたり、さらには、他機関、関係機関等との連携をとりながら、組織的にまたかかわる、その中核を担う立場を担います。その配置のために、非常勤講師を10名配置するという背景でございます。

福田委員 いろんな方がかかわって、新しい名称が出てきて、誰がどういう役割を担っていらっしゃるのかが、ちょっと市民の方々に見えない部分があるかと思うのです。相談しやすいということによって、なるべく早く解決を図るシステムをつくっていくためにも、子どもを取り巻く学校教育の人たちの組織外に、市でつくっているこういった相談システムというようなものがもう少しわかる、透明性が高いものになっていくことをお願いしたいと思います。

小林委員長 お願いということによろしいですか。

福田委員 はい。

小畑青少年相談センター所長 確かに、カウンセラー63名、それからスクールソーシャルワーカー3名ということで、人件費が占める割合が高うございます。その効果としましては、不登校が平成20年度をピークに減少しております。一方、相談指導教室に通う子どもたちの数は増えております。相模原市の特徴としては、小中連携型配置をしておりまして、同一中学校区の中で同じカウンセラーが見ているのです。保護者にとっても、小学校、中学校、同じカウンセラーがいるということで安心感がございます。その中で、子どもたちが不登校あるいは登校しぶりになったときに、気軽に相談できるようになってきたなど。

保護者からの、不登校になる前の登校しぶりの相談の割合が増えておりますので、とにかく早めに、子どもたちが学校に行きたくないなというところでの段階で、もうすぐにカ

ウンセラーが相談を開始するようになったというようなことが、効果として挙げられるかなと思います。

また、教職員についても、スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも研修をしておりますので、カウンセラーの持つ専門性、子どもの理解に心理的側面から、このようにかかわった方がいいのではないかなというようなことを教職員も研修しておりますし、また、スクールソーシャルワーカーもソーシャルワーク的な視点から、子どもたちをこういうふうに見るといいですよというような研修も行っておりますので、保護者だけでなく、教職員の方にも役に立っているかなと思っております。

小林委員長 説明書の127ページ、これは新規事業ですね。普通教室にタブレット型パソコンを導入とあります。とても楽しみにしているわけですが、大きく考えて、相模原市のこれからの情報教育の方向性というのは、こういうことを行いながらどういう方向を目指しているのかどうか、その姿をちょっと教えていただければと思います。

金井総合学習センター所長 今回、中期実施計画の中で、モデル事業といたしまして、普通教室の授業でのタブレット型PCの活用の実証研究を進めるということを今、計画しております。

具体的には、教員の教材提示用として、今まで言葉だけで指示していたところを、視覚化をして、その言葉だけで理解できる子と、視覚化された方が理解がスムーズにいく子と、様々な子どもたちがいると思いますが、授業における迷子をなくしていこうというようなことで、よりわかりやすい教材提示をしていくというようなことに活用したり、また、子ども自身がタブレットPCを実際に使いながら、例えば書いたり消したりが容易にできて、学習の過程を自分たちで把握したり、それから、グループでまとめたものを大型テレビに投影する中、学級全体で共有化したりというようなことをしたり、また、今まで、例えば立体図形を教科書だけで学習しようとする、そこにはなかなか理解が難しい部分もあったかと思いますが、それを映像化して、いろんな角度からその図形を見ることができるようになら、図形の学習をみんなですたりというようなことをしながら、学習の理解の支援に大きく役立てていきたいと思っています。

また、子どもの方からも、自分たちの学習の成果を発信するツールとしても考えております。そういった中で、子どもたちの情報活用能力を育成して、必要な情報を取捨選択したり、整理したり、発表したりというようなことにつなげていき、これからの生きる力の育成に役立てていければというようなことで、まずは研究をしっかりと行いたいと考えて

おります。

大山委員 文部科学省でも、来年度の予算を見ますと、ICTに関してはかなりの予算を割いている。それだけの予算を使うに見合う教育的効果について、多分、文部科学省は数字で持っていると思うのです。もしございましたら、お示しいただきたい。

それから、市としても、費用対効果といいますが、これだけ予算を使って、例えば学力テストなどでこんなところに効果があったのだよと示せるような指標を、今から準備しておかないと、将来、このタブレットPCというものを導入するにしても、やはり指標を持つべきではないかなと思うのですが、これは意見でございます。

金井総合学習センター所長 国の方では、フューチャースクールといったような形で、児童・生徒一人ひとりに1台のタブレットPCを渡して、それを学習に活用していくというような研究事業を進めているところです。ここ近年では、1人1台の活用もありますけれども、協働学習における情報機器の活用のあり方はどうかというようなことも、事業化していく上での視点になっているようでございます。

相模原といたしましては、まず、協働的な学習の中で、ICT機器を有効に活用できるか、できないかというところを、まず今回のモデル事業では研究を進めていきながら、学習成果について、具体的に数値であらわせるものと、それから子どもたちや先生方の声として、どういう効果があったかとか、どういうふうに意欲につながったかというようなことも成果としてまとめながら、後期の実施計画等にもつなげていきたいと考えております。

田中委員 ICT教育ということで、機器の有効活用というところではすごく大事なところだと思うのですが、その中で、今、話題となっている裏の面というか、そういう機器を扱うに当たってのモラルというものの教育がなかなかされていないと思っております。それは学校だけではなく、家庭でもしなくてはならないのですけれども、そこをどういうふうに取り組んでいったいいかというところが、まだ保護者の方にも伝わっていない。逆に保護者の方が子どもたちのやっていることを追っているような状況で、実際にそういうことからいじめが発生したりとかということもあると思うのです。こういうことはいけないのだと、機械が相手ではなくて先に人がいると、そういうことを小学校のうちから導入していただけたら、大変ありがたいかなと思っています。

子どもたちに対しては、学校を通してそういうことができると思うのですが、保護者に対してはなかなかそういう部分が難しいですし、難しいとは思いますが、ぜひそういう情報の発信を惜しむことなくしていただき、私たち保護者の方も、そういうことに

目を向けられるような機会を与えていただけたらなと思っております。これはお願いです。金井総合学習センター所長 田中委員のおっしゃるとおり、情報機器は決してマイナス面ばかりではなく、有効に活用すれば非常に便利なものであると考えます。また逆に、おっしゃるとおり、マイナス面も、子どもたちの生活や命を脅かすようなケースも、少なからずニュース等でも聞くところがございますが、学校と連携をとりながら、その情報モラルに関する、まず知識の部分と、それから、まずは人ありきという心を育てるという部分で、モラルハンドブックを作成して、道徳の部会等に行って、ぜひ活用してくださいと、年間計画に位置付けてくださいというような働きかけをしたり、それから、小・中学校で、子どもたちへの情報教育の一環として、指導主事と呼んでいただいて、モラル教育を子どもたちに実際したり、そこにはPTAの方も参加して、講義を聞いていただいたりというような活動を行っております。

また、去年は、市P連の方にもお邪魔させていただいて、「ネットパトロールだより」というものを毎月発行して、最新の情報であったり、留意すべきこと、親子で考えたいこと等、その記事の内容といたしまして、発信もしているところです。さらに各校との連携を深めていきたいと考えております。

また、ぜひ委員の方からも市P連等で、「ネットパトロールだより」というものがあるよと、ホームページにも載っているよというようなことを、ぜひ皆さんにお伝えいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

福田委員 すみません、ちょっと確認です。128ページ、幼稚園というところなのですが、今、幼児教育は大きく変わりつつありまして、新しい認定こども園等が出てきまして、流動的に動いているところだと思うのですが、本市では、幼稚園と、それから幼稚園型認定こども園というので、10園、10施設と出ております。その教育に当たる部分のみに助成していくということによろしいのかどうか、説明をお願いいたします。

阿部保育課長 私立幼稚園等の助成等の関係ですけれども、基本的には、教育的な部分については、私学助成ということで、国・県の方から出ていくような形になってございます。市の方といたしましては、幼稚園教育という中で、基本的には4時間の教育時間というのが設けられていると思うのですが、そこにさらに預かり保育だとかそういったことで、長時間幼稚園にいられる時間とかを設けていただいているようなところがございます。そういった中での預かり保育事業でございますとか、また、認定こども園につきましても長時間にわたって預かっていただくとか、そういったところに対して、市の方で助成

をしているような状況でございます。

福田委員 幼稚園を主体としたものについては、こちらの方の教育支出という形で助成するという、こういう考え方ということによろしいですね。

預かり保育というと、本当は保育的な部分が延びていくという傾向が強いと思うのですよね、実質的には。でも、幼稚園に委託、あるいは幼稚園がしている保育室事業については、幼稚園費の方から支出するという、こういう考え方ですか。

阿部保育課長 教育的な部分につきましては、先ほども申しましたけれども、私立幼稚園についてですけれども、私学助成ということで、国とか県の方から直接支出するというような形ございまして、市の方で直接ということではございません。

しかし、相模原市には公立幼稚園が3園ございますので、そちらの部分につきましては、市の予算の中で人員配置をしたりだとか、教育活動を行っているというような状況でございます。

小林委員長 それでは、私の方から、説明書の128ページ、中学校工事設計等委託に関して、空調設備の件について伺いたいと思います。

市内100を超える小・中学校で、光熱費というのは非常に膨大なものになっているかと思えます。これを、今回18校の設計委託をなさるということですが、そのランニングコストというのは、どのくらい見積もっておられるのかどうか、お願いしたいと思います。

山口学校施設課長 来年度、平成26年度につきましては、中学校で空調設備を設置していない学校の設計業務ということになります。中期実施計画の中では、平成26年度から設計を始め、順次、設計工事、設計工事というような形で、平成31年までに設置をしていない小・中学校の普通教室等に整備をするということでございます。

今、委員長ご質問のランニングコスト等につきましては、今、電気式ですとかガス式ですとか色々ございます。そういったことも、来年度の設計の中で、何が本市にとって妥当なのかということも検証しながら、設計業務を進めてまいりたいということでございますので、ランニングコストそのものについては、現時点では数字としてつかんでございません。

来年度、中学校については18校というような形で予定をしてございますけれども、それぞれの地域性のバランス等々を考慮しながら、設計を進めてまいりたいと思います。設計ができましたら、順次工事という形で今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

小林委員長　それで、18校の選定ですが、選定の基本的な考え方は、選定ですか、基本的なお考えはどうでしょうか。

山口学校施設課長　中学校につきましては、区のバランス等もございませう。緑区、中央区、南区のバランスがございませうが、学校数につきましては、現時点で、緑区で7校、中央区で7校、南区で4校ということをして今、検討しているということございませう。小学校、中学校というふうな形で整備順位もございませうけれども、中学校につきましては、高校受験を控えていることなどを考慮し、今回、中学校から先行して設置することによって、小学校の子どもたちが中学校に進学したときも享受できるということございませうので、まずは中学校から先に先行し、順次小学校を進めて完了させていくという考え方で計画をしてございませう。

小林委員長　生涯学習の分野でちょっとお伺いしたいと思ひませう。説明書133ページ、麻溝まちづくりセンター・公民館整備に関する基本設計等々が出ておひませう。複合施設化する、複合化する、施設の複合化を目指しているように見えるのですが、公共施設づくりの基本的なお考えはどうなのだとおひませう、1点お伺いしたいと思ひませう。

それからもう1点、最後の体育施設費のところですが、武道館にどんな機能を入れるのかということと、すぐ近くに銀河アリーナがあると思ひませうが、これとの関係、いわゆる全体的な総合的な考え方を教えていただければと思ひませう。

小森生涯学習課長　公民館の今後の施設整備にかかわる部分でございませう。全体的な方針としましては、去年、公共施設の保全利活用基本指針という、これは市の施設全般にかかわる指針が出ておひませう。現状の床面積のままですと、将来公共施設を維持できないという中で、施設を、例えば1つの建物の中に幾つかの機能を入れていくと、そういう形の複合施設化というのを当然考慮しながら、これから進めていかなければいけないと考へておひませう。

麻溝まちづくりセンター・公民館、ここににつきましては、もともと公民館とまちづくりセンターが1つの建物の中に入っております。さらに、どんな機能が入られるのかなと。今度、場所を変えて新築することになります。移転しないと道路の拡幅部分にひっかかってしまうというようなこと。そういう中では、今考へておひませうのは、地域包括支援センターという、これは福祉系の施設でございませうけれども、こういった身近な福祉の施設をその中に入れられないかとか、そういったことも複合化という中では考へておひませう。

ちなみに、相武台のまちづくりセンター・公民館、来年度、実施設計を予定しておひませう

す。その中には、地域包括支援センターを入れるという基本的な方向性が確認されておりまして、その施設配置の中にも、もう盛り込んでいるというような状況でございます。

八木スポーツ課長 武道館機能を含めた体育施設ということでございます。今回、検討委員会を設けまして、この機能の内容についても検討してまいりたいと考えております。

それと、銀河アリーナの関係でございます。これは課題として、通年化という課題が残っている状況でございます。ただ、銀河アリーナは、もう建設しまして20年以上経っているという老朽化の問題がございますので、これは武道館機能のゾーニングですけれども、銀河アリーナの一番近いところに、Yゾーンのところを今ゾーニングで計画しているところでございますので、この検討委員会において、銀河アリーナの通年化の問題も一緒に考えたいと思っている状況でございます。

小林委員長 検討委員会の結論というのは、大体どの辺を目安にしているのですか。

八木スポーツ課長 平成26年に、調査とか、いろいろな先進都市の視察も含めまして、検討を進めるということを考えますので、平成26年、平成27年、2年間ぐらいで検討委員会をやる予定でおります。

小林委員長 そのほかございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第5号、平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

ここで、職員の入れ替えのため、若干休憩いたします。再開は、この部屋の時計で3時30分に再開いたします。よろしく願いいたします。

(休憩・15時20分～15時30分)

小林委員長 それでは、再開いたします。

相模原市いじめ防止基本方針について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

小林委員長 日程4、議案第6号、相模原市いじめ防止基本方針についてと、日程5、議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、極めて深い関

連がありますので、一括して提案説明を受けまして、その後、審議し、個別に採決を行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案第6号及び議案第7号につきまして、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けました関連する議案でございますので、概要につきまして、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第6号、相模原市いじめ防止基本方針について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書をご覧いただきたいと存じます。

本議案は、本市におけるいじめの根絶に向けて、児童・生徒の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本的な方針を示すものとして、「相模原市いじめ防止基本方針」を策定したく提案するものでございます。

続きまして、関連いたします議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書をご覧いただきたいと存じます。

本議案は、「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けまして、いじめ防止等のための実効的な組織を教育委員会に附属機関として、新たに「相模原市子どものいじめに関する審議会」と「相模原市子どものいじめに関する調査委員会」を設置いたしたく提案するものでございます。

具体的な内容につきましては、西山学校教育課長から説明させていただきます。

西山学校教育課長 それでは、議案第6号、相模原市いじめ防止基本方針につきまして、ご説明申し上げます。

2枚つづりの議案第6号関係資料の概要版でご説明させていただきます。

恐れ入りますが、1ページをご覧いただきたいと存じます。

策定の経緯でございますが、本市におきましては、平成24年7月に、市の関係職員で構成する「子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議」の設置、平成25年2月に「いじめ根絶市民集会」の開催、また、平成25年4月には、教育委員会に人権・児童生徒指導班の新設等、市立小・中学校におけるいじめの防止等に積極的に取り組んできたところでございます。

こうした中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けまして、本市におきましても、法の規定を踏まえ、市基本方針を策定するものでございます。

なお、市基本方針の策定に当たりましては、文部科学大臣の定めるいじめ防止等のための基本的な方針を参酌するとともに、本市の実情を踏まえたものとしたしました。また、12月16日から1月22日の間にパブリックコメントを実施し、意見を募集させていただきました。

お配りいたしました参考資料、（仮称）相模原市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方の1ページをご覧くださいと存じます。

実施の結果、4人、11件の意見をいただきました。

意見の内容、策定に向けての市の考え方につきましては、参考資料の基本方針（案）に対する意見と市の考え方として、2ページ以降に取りまとめさせていただきます、本編に反映させていただいております。

パブリックコメントの実施後、意見反映させていただいた箇所について、本編や概要版の方には下線を引いて明示してありますので、ご確認いただければと存じます。

パブリックコメントの基本方針（案）に対する意見と市の考え方は、今後、市のホームページや各行政資料コーナーで閲覧できるよう、公表してまいります。

恐れ入りますが、議案第6号関係資料の概要版の1ページを再びご覧いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

構成と主な内容でございますが、市基本方針は3部構成としており、第1としていじめ防止対策の基本的な方向を、第2として対策の具体的な内容を、第3としてその他の取り組みについて定めております。

主な内容といたしましては、市及び市立小・中学校が実施する施策として、法に規定する組織の設置、学校いじめ防止基本方針の策定、重大事態への対処等につきまして示しております。

第1、いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項でございますが、いじめ防止等のための対策の基本理念といたしまして、子どもたちが安心して生活できるよう、家庭、学校、地域、市その他の関係機関の連携のもと、いじめの未然防止、お互いに尊重し合う意識や態度の育成、児童等による自主・自発的な活動の支援、いじめに迅速かつ組織的に対応することを掲げております。

第2、いじめ防止等のための対策の内容に関する事項の1、いじめ防止等のために市が

実施する施策でございますが、（１）組織の設置等につきましては、市は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題の対策に係る協議会機能を整備するものでございます。

また、教育委員会は、いじめ防止等に関する対策を実効的に行うための附属機関として、学識経験のある者、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者、市立学校の校長の代表、関係行政機関の職員、市の住民から構成する（仮称）子どものいじめに関する審議会を設置してまいります。

さらに、教育委員会では、重大事態に対処し、いじめの事実と、その重大事態に至った要因となった背景事情等の調査や、また、同種事案の再発を防止するため、医師、学識経験のある者、法律に関し知識経験を有する者、子どもの発達及び心理について専門知識を有する者から構成する（仮称）子どものいじめに関する調査委員会を教育委員会の附属機関として設置してまいります。

（２）いじめ防止等のための基本施策につきましては、関係機関等との連携から、続いて２ページにございます、いじめの早期発見のための措置から、いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等までの８つの基本施策を掲げて、いじめ防止等のための対策を推進してまいります。

次に、２、いじめ防止等のために市立小中学校において実施する施策でございますが、（１）学校いじめ防止基本方針の策定につきましては、市基本方針を参酌し、学校として実情を踏まえた学校基本方針を策定し、いじめの防止等の取り組みの基本的な方向や取り組みの内容等を定めるものとしております。

なお、学校基本方針を策定するに当たっては、教職員はもとより、家庭や地域との連携を盛り込んだ学校基本方針にするとともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、全ての教育活動を通じて、児童等が主体的に参加・活躍できる学校づくりを基本とすることとしております。

策定後、公表し、保護者や地域の理解と協力を得られるよう努めるものとしております。

（２）いじめ防止等に取り組む組織につきましては、市立小中学校におけるいじめの対応について、いじめの対策を行う中核となる組織を置くこととするものでございます。教育委員会は、この学校の組織が機動的に機能するよう、人的支援など、必要な指導、助言または支援を行ってまいります。

市立小中学校における、（３）いじめの未然防止、（４）いじめの早期発見、（５）い

じめへの対処につきまして、学校で取り組むべき内容を具体的に提示し、定めてごさいます。

次に、3、市立小中学校に係る重大事態への対処でございますが、(1)教育委員会または市立小中学校における調査等につきまして、市立小中学校では、いじめによる重大な被害などが起きたときには、その旨を、教育委員会を通じて速やかに市長へ報告することとしております。

教育委員会または市立小中学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施するもとともに、教育委員会は、当該調査について必要と認めるときは、(仮称)子どものいじめに関する調査委員会に、重大事態の事実関係調査等を諮問することとしております。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

(2)重大事態の報告を受けた市長の再調査等でございますが、市長は、重大事態の調査結果について、市立小中学校から教育委員会を通じて報告を受け、必要があると認めるときには、別に附属機関等を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができることとしております。

ただいまご説明いたしました市立学校に係る重大事態に対する調査・報告体制につきましては、3ページ中段に、図式化して示しております。

なお、市長が再調査を行った結果につきましては、議会に報告することとしております。

次に、4、学校設置会社が設置する学校に係る重大事態への対処でございますが、本市におきましては、LCA国際小学校が、この学校設置会社が設置する学校に該当するものでございます。重大事態の報告を受けた市長の再調査等につきまして、市長は、いじめによる大きな被害などが起きたときに、その学校設置会社の報告を受け、必要があると認めるときは、再調査を行うことができることとしております。

第3、その他いじめ防止等のための取り組みに関する事項でございますが、市基本方針の取り組みの検証・見直しにつきまして、この市基本方針に定める、いじめ防止等の取り組みが実効的に機能しているか、(仮称)子どものいじめに関する審議会において検証し、必要に応じて見直しをしてまいります。

今後のスケジュールでございますが、市議会3月定例会におきまして、この後、議案第7号でご説明させていただきます附属機関の設置に関する条例の改正のご承認をいただき、3月には、各学校の基本方針が策定され、平成26年4月から、家庭、学校、地域、市そ

の他の機関で一体となって、いじめ防止等の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、議案第6号、相模原市いじめ防止基本方針（案）についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書をご覧いただきたいと存じます。

本議案は、いじめ防止対策推進法が施行されたことを受けまして、本市におきまして、法の規定を踏まえ、相模原市子どもいじめに関する審議会及び相模原市子どもいじめに関する調査委員会を、それぞれ教育委員会の附属機関として、新たに設置するもので、その設置に係る改正をすることについて、地方教育行政組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため提案するものでございます。

改正の内容について、ご説明申し上げます。

はじめに、相模原市子どもいじめに関する審議会についてでございますが、議案第7号関係資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。

2、附属機関の役割（設置目的）でございますが、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することとしております。

具体的に審議いたします内容といたしましては、いじめの現状と実態の分析に関すること、いじめ防止等のための取り組みの有効な対策に関すること、市のいじめ防止基本方針の取り組みの検証及び見直しに関すること、などとしております。

次に、3、委員構成と定員につきましては、学識経験のある者、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者、市立学校の校長の代表、関係行政機関の職員、市の住民から、教育委員会が委嘱し、または任命し、委員の定員は、12人以内とするものでございます。

次に、4、委員の任期についてでございますが、任期は2年とし、期間中に補欠の必要が生じた場合においては、前任者の残任期間までとするものです。

続きまして、議案第7号関係資料の3ページをご覧いただきたいと存じます。

相模原市子どもいじめに関する調査委員会について、ご説明申し上げます。

2、附属機関の役割（設置目的）でございますが、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、

その結果を答申することとしております。

具体的に審議いたします内容といたしましては、いじめの事実と、その重大事態に至った要因となった背景事情、当該市立学校等の対応に関する事、同種の事態のいじめ防止等の措置に関する事などとしております。

次に、3、委員構成と定員につきましては、医師、学識経験のある者、法律に関し知識経験を有する者、子どもの発達及び心理について専門知識を有する者など、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成いたします。

なお、重大事態が発生した場合には、迅速に対応する必要があることから、あらかじめ教育委員会で委員を任命し、平時から、この調査委員会を設置しておくこととするものでございます。

委員の定員につきましては、5人以内とするものでございます。

次に、4、委員の任期についてでございますが、任期は2年とし、期間中に補欠の必要が生じた場合においては、前任者の残任期間までとするものです。

最後に、この相模原市子どものいじめに関する審議会及び相模原市子どものいじめに関する調査委員会の設置に係る改正につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号及び議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます

小林委員長 第6号、第7号、2つの議案の説明が終了いたしました。これより質問、ご意見等ありましたら、お願いいたしますと思います。

田中委員 相模原市子どものいじめに関する審議会の方の委員構成についてなのですが、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者とあります。公益的活動を行う団体というところで、いろいろあると思うのですが、今、もしお考えの中で何かあれば、どういう団体からということがあれば、教えていただければと思います。

西山学校教育課長 現在、公益的活動を行う団体を考えておりますのは、市PTA連合協議会です。もう1つは、自治会連合会を考えております。

福田委員 方針の3ページでございます。その3の3つ目の項目のところは、非常に大事な、児童等の自主・自発的な活動を支援するというところで、非常によろしいかとは思いますが、少し具体的に、どういう活動支援を想定していらっしゃるのか、もしお考えがあれば、教えていただきたいと思います。

西山学校教育課長 いじめの防止等に係る活動につきましては、まずは児童等の自主的な、自発的な活動が重要であるということにつきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございますが、子どもたち自らが、自分の力で思いやりのある、また人とのきずなをつくと、要するに人との関係性をすごく大事にしていくという人間関係をつくるための、子どもたち自らが生徒会活動であったり、児童会活動を中心として行われる活動を、やっぱり組織的に学校の方がそういう土壌をつくれるような活動を、教師の方がその素地をつくるというところで、この場合は、自発的な活動を支援するという表現をさせていただきました。

おのずと子どもたちが自分たちから活動が進んで取り組めるような形での教育活動といたしまして、今回、自発的な活動を支援するという表現にさせていただいた次第でございます。

大山委員 先ほどLCAの説明がございました。LCAの場合、市立の小・中学校と同じように、調査だとかその辺は同じ、同等の扱いでなされるのか。言葉としては、10ページの4番に、学校設置会社が設置する学校に関してというふうに書いて、ここで初めて出てくるわけですが、その扱いがどうなるのかということ。

それから、県立学校については、多分県の教育委員会の管轄ですから、それに従うと。この中の言葉としては、いわゆる連携をとるという形で、相互に連携をとるという形でとどめてあるということの理解でよろしいのでしょうか。

それからもう1つは、LCAの英語学校でしたか、近い将来に私立に移行する。その場合は、この項からは削除されると理解してよろしいのでしょうか。

西山学校教育課長 まず、ここで用語の定義として定めさせていただいている「学校」ということにつきましては、小学校、中学校、高等学校と、これは市立学校に限らず私立の学校も含めて「学校」という形で設置をさせていただいておりますが、当然ながら、この基本方針の中には、市立小中学校において実施する施策等という形で定めさせていただいている内容につきましては、私どもの相模原市立109校の学校を指しているものでございます。

ただ、市内にあります学校の中の、例えば私立の高等学校であったり、また県立の高等学校につきましても、子どもたちのいじめを取り巻く、また子どもたちの生活環境の中には、小・中学校の生徒の、そのまた上級生である高校生の部分も大きく関係していることも十分考えられますので、これは県立学校、また私立学校を主管している県とも連携をと

りながら情報交換をするとともに、当然ながら、中学校区における高等学校については、学校を通して、また私たち教育委員会を通して、このいじめ防止にかかわる対策については、共通理解を図りながら行っていきたいと思っております。

また、今後、LCA国際小学校が、例えば私立学校になった場合には、この条項から外れるという形で、改定することとなると考えております。

小林委員長 では、1点お願いします。議案第7号の関係資料のところの3ページ、2番に附属機関の役割という項目がございますが、2行目のところに、第28条第1項の重大事態に係るという文章がございますが、重大事態と判定する指針というのは謳われているのですが、誰が重大事態だというふうにいじめが起きた場合に判断なさるのかどうか、これがまず1点です。

それからもう1点、基本方針(案)のところがございますが、2ページのところに策定の目的とありまして、7、8行ぐらいの文章が載っていますが、その一番最後のところに、国の定めた方針を参酌するとともに、本市の実情を踏まえたものとしたという表現になっていますが、この基本方針で、本市の実情のどんな実情をどんなふうに反映しているのかどうか、その2点をお願いいたしたいと思います。

小泉学校教育課主幹 まず、1点目の重大事態への対処についてでございますが、基本方針(案)の方の9ページでございますように、教育委員会は、いじめが発生した際に、学校からの報告を受けまして、教育委員会が当該調査についての必要を認めた場合について、調査を実施するということになっておりますので、教育委員会の方で重大事態につきまして判断をさせていただくことになるということでございます。

西山学校教育課長 2点目の2ページ、策定の目的のところ挙げさせていただきました、本市の実情を踏まえたものというところにつきましては、本市の実情といたしましては、これまで私どもは、今年度、いじめ防止にかかわる様々な取り組みの中で、子どもたちが主体的また自主的な取り組みということを非常に重要視してまいりました。また、これまでも各学校においては、いじめ等にかかわる活動についても、それぞれの学校では子どもたちの主体的また自主的な活動を重要視しながら取り組んできているものと承知しているところでございます。

また、これは学校の主体的な活動だけではなく、いじめの防止につきましては、地域、家庭、またそれぞれの関係機関が連携をする中で行われるものが重要であると考えておりますし、今年度行いましたいじめ防止フォーラム等もその1つの取り組みであると考えて

おります。それが本市の特徴でありますし、また非常に重要であるということをお考えまして、この方針においては、そのことを強く謳っているところでございます。

小林委員長 そのほかございますか。ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第6号、相模原市いじめ防止基本方針についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第6号は可決されました。

続きまして、議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

小林委員長 続きまして、日程6、議案第8号、相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第8号、相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市清新学校給食センターを廃止し、相模原市上溝学校給食センターを設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため提案させていただくものでございます。

次のページの議案第8号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

相模原市上溝学校給食センターにつきましては、位置は相模原市中央区上溝1880番地8、構造は鉄骨造2階建て、延べ床面積は1,996.79㎡でございます。

次のページをご覧いただきたいと存じます。

上段の1階平面図でございますが、主な部屋として、前室、検収室、下処理室、焼物・揚物調理室、コンテナプール、配送前室を設け、食材の受け入れから調理、配送をするものでございます。また、調理室の上の特別調理室では、食物アレルギー対応として、原因

食物の除去食を調理いたします。左上の炊飯室では、プロパンガスを熱源とし、米飯を提供するとともに、災害時には自家用発電機を活用して炊き出しを実施いたします。各学校から回収された食器類は、右側の回収前室から洗浄室で洗浄し、コンテナプールのコンテナ内において消毒・保管いたします。

次に、下段の2階平面図でございますが、左上のアレルギー調理実習室兼会議室は、アレルギー代替食の研究や会議室として利用いたします。

次のページの議案第8号参考資料をご覧くださいと存じます。

2の施設の概要でございますが、上溝学校給食センターの供給能力といたしましては約3,000食でございますが、平成26年度は、3の表でございますように、受け持ち校は共和小、大野台小、並木小の3校でございますが、給食室の改修工事を行う清新小を応援するため、総食数は2,700食を予定しております。

5の主な機能といたしましては、ドライ方式を採用し、受け持ち校のほか、学校給食室の改築校の応援機能、食物アレルギーへの対応、災害時の炊き出し機能を有しております。

6の食調理業務につきましては、直営で実施いたします。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第8号、相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について、説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見をいただきたいと思えます。

大山委員 上溝学校給食センターの調理業務を直営とした背景と目的について、お教えいただきたいと思えます。

鈴木学校保健課長 廃止される清新学校給食センターにつきましては、現在、民間委託で給食調理業務を行っております。この上溝学校給食センターにつきましては、先ほど部長が申しあげましたとおり、災害時の炊き出し、それからもう1点は、センター方式で初めてアレルギー対応を行うと、こういうことから、長年調理を経験しております直営の調理員が、その経験をもっている形で今後のセンターに生かしていきたいと、こういう考えで、上溝学校給食センターにつきましては直営方式で運営すると、このように決定させていただきました。

田中委員 清新学校給食センターは4,500食に対応できたというところで、上溝学校給食センターは約3,000食というふうになってはいますが、先ほど出ていました、面積

はかなり広いのかなと、床面積はかなり広いのかなと思ったのですけれども、もしかしたらアレルギー対応が初のセンターでの対応というところで、面積とかは関係なく、食数の減少というのはそこでかかっているのでしょうか。

鈴木学校保健課長 議案第8号の参考資料をご覧いただきたいと存じます。1つは清新学校給食センター、設置年月日が昭和48年4月、ちょうど本市が人口急増で各学校でも児童数が増えている、40年前の数字でございます。1つその当時の給食施設というのは、部屋を区分することなくウェット方式、床がぬれてもいいよということで、コンパクトでありながら窯を多く設置いたしまして、供給能力はございました。その後、0157の事件をきっかけに、文部科学省の施設の整備基準がドライ方式で今後運営していくということになりまして、先ほど平面図を見ていただきましたとおり、汚れた食材が入ってくる部分と調理する部分、これを明確に区分いたしまして、食中毒の予防を行っていく。この関係で面積が必然的に増えてきているというのが1つでございます。

それから、供給能力につきましては、基本的には共和、大野台、並木、この1,700食をベースに、今後、応援機能を加味いたしまして3,000食と、このように決めさせていただいたものでございます。

田中委員 もう1つ質問です。ウェット方式、ドライ方式という言葉が出てきたと思うのですけれども、今まで従来のものですと水を流してジャージャー片づけるということだと思うのですが、ドライ方式の衛生管理のメリット、デメリットというか、どのような管理をされていくのでしょうか。

鈴木学校保健課長 ドライ方式、いわゆる乾いた状態ですから、調理室の床が基本的にはぬれていない、菌が繁殖しないような施設で給食調理業務を行うということでございます。

田中委員 そうしますと、例えばこぼしてしまったとか、何かやっぱり水ものなどを多く使われていると思うので、必然的に床は汚れると思うのですが、そのときはどのような掃除の仕方をされるのでしょうか。

鈴木学校保健課長 ワイパーというのですか、基本的に水をかくやつでまず床を清掃して、その後モップで拭いたりします。いずれにせよ、調理が終わった後、最終的にはきれいにいたします。水をこぼしたままにしないということでは、調理中でもワイパーで水を掃っていくというような状況になります。

田中委員 洗淨ということではない、乾いた状態をキープするということだと思うのですけれども、ワイパーで片づけて、その後、モップで拭いて、それで終わりなののでしょうか。

遠山学校保健課担当課長 基本的には乾いた状態で、例えば調理員の被服に関しましても、長靴ではなくて短靴、いわゆる普通の靴を履いて作業をいたします。基本的に乾いた床でやっておりますが、どうしても水を使いますので、若干水滴がこぼれたりというようなことは、正直なところ出てくることもございます。そのときには、先ほど申し上げましたように、速やかにゴムのワイパーのようなもので拭き取る、このような形から清潔に運用していくという形になります。

また、このドライシステムに関しまして、床をぬらさないということとあわせて、汚染区域と非汚染区域を明確に分けるといふような運用をする、これもドライシステムの1つでございます。例えば野菜で申し上げますと、泥がついた状態、いわゆる洗っていない状態のものが汚染区域。それを下処理室という部屋できれいに水洗いをして、きれいになった状態から清潔な区域で調理をする。この部分の床をぬらさないということ、それと汚染区域と清潔区域を明確に分ける、この辺を総称してドライシステムと言っているものでございます。

田中委員 そうすると、ウェット方式よりもドライ方式の方が衛生的に保てると解釈してよろしいのですよね。それを推奨されているということは、そういうことでよろしいのでしょうか。

遠山学校保健課担当課長 そのようにご理解いただければと思います。

田中委員 わかりました。

小林委員長 そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第8号、相模原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第8号は可決されました。

相模原市社会教育委員条例について

小林委員長 続きまして、日程7、議案第9号、相模原市社会教育委員条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第9号、相模原市社会教育委員条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案の裏面をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準等、所要の定めをすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長より意見を求められたため提案させていただくものでございます。

また、条例の制定に当たりまして、昨年12月16日から、今年1月22日の間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見を募集いたしました。実施結果でございますが、2人の方から4件のご意見をいただきましたが、いずれも条例案の修正を伴う内容はございませんでした。意見の内容等、詳細は、お配りいたしました議案第9号参考資料（仮称）相模原市社会教育委員条例（案）の骨子に対する意見と市の考え方をご参照ください。

それでは、議案の内容につきまして、背景等を含め、関係資料でご説明をさせていただきます。

お手元の議案第9号関係資料、相模原市社会教育委員条例の概要をご覧ください。

はじめに、背景等でございますが、平成25年6月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法により、社会教育法の一部が改正され、これまで全国統一的に法で定められておりました社会教育委員の委嘱基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとなりました。このことから、相模原市社会教育委員条例を制定し、委嘱基準、定数、任期等を定めるものでございます。

次に、社会教育委員についてでございますが、職務につきましては、社会教育法第17条において、社会教育委員は、社会教育に関し、教育長を経て教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画の立案、定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、必要な研究調査を行うことと定められております。

委嘱基準でございますが、法改正に伴い、文部科学省令が改正され、委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準が、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとすると定められま

した。これは改正前の社会教育法の規定と同じ内容でございます。

恐れ入りますが、関係資料の裏面をご覧いただきたいと存じます。

条例の概要について、ご説明申し上げます。

(1) 趣旨につきましては、社会教育法第15条第1項及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数、任期等について定めるものでございます。

委嘱の基準につきましては、本市においては、社会教育委員の委嘱基準について検討した結果、広く地域の住民から意見を聴くことや地域の様々な団体等との連携・協働による取り組みが、地域における社会教育の諸課題の解決に必要であるとの考えから、省令で定める基準に市独自の基準として、市の住民及び教育委員会が特に必要と認める者を加え、ア、学校教育の関係者、イ、社会教育の関係者、ウ、家庭教育の向上に資する活動を行う者、エ、学識経験のある者、オ、市の住民、カ、アからオに掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者のうちから委嘱することとするものでございます。

定数につきましては15人以内とし、任期につきましては2年とするものでございます。定数、任期につきましては、いずれも現行と同じ規定となっております。

なお、経過措置として、条例の施行前に委嘱された現委員の任期につきましては、委嘱日から2年間、また、この条例の施行後に最初に委嘱される委員の任期につきましては、現委員の任期満了日までとする旨、条例の附則に規定するものでございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

今後のスケジュールでございますが、ここで開催されます市議会3月定例会へ条例案を提案し、条例施行規則を3月に開催されます教育委員会臨時会に付議する予定でございます。

以上で、議案第9号、相模原市社会教育委員条例につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決に入ってよろしいですか。

議案第9号、相模原市社会教育委員条例についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 異議がございませんので、議案第9号は可決されました。

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について

小林委員長 続きまして、日程 8、議案第 10 号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第 10 号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案の 1 ページをご覧くださいと存じます。

本議案は、相模原市立相原公民館の大規模改修工事及び増築工事に伴い、その位置を、工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は現在の施設の所在地に変更するための規定を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、相模原市長から意見を求められたためご提案するものでございます。

改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第 1 条でございますが、現在の位置であります相模原市緑区相原 4 丁目 14 番 12 号を、仮設の位置である相模原市緑区相原 4 丁目 13 番 14 号に改めるものでございます。

第 2 条は、工事終了後、現在の位置に戻るもので、仮設の位置である相模原市緑区相原 4 丁目 13 番 14 号を、現在の位置である相模原市緑区相原 4 丁目 14 番 12 号に改めるものでございます。

次に、附則についてでございますが、第 1 条の仮設の施設への移転に伴う位置の改正につきましては、平成 26 年 7 月 31 日から施行し、第 2 条の工事終了後に、現在の位置へ戻ることに伴う改正につきましては、公布の日から起算して 1 年 1 カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

続きまして、2 ページ、議案第 10 号関係資料の案内図をご覧くださいと存じます。

はじめに、仮設の施設につきまして、ご説明申し上げます。

設置場所につきましては、相模原市立相原小学校の既存の建物の一部を使用するものでございまして、延べ床面積は学校との共用部分を含めまして 325.17 m²でございます。具体的には、相原小学校 D 棟 2 階の視聴覚準備室に仮設の公民館事務室を設置しまして、その隣にある視聴覚室を会議スペースとして学校運営に支障のない範囲で共用する予定でございます。このほか、倉庫につきましては A 棟 2 階の 1 室を、トイレにつきましては B 棟 2 階などを使用する予定でございます。

次に、改修後の施設でございますが、施設の延べ床面積は、現行の1,018.47㎡から1,127.43㎡と、108.96㎡増加するものでございます。主な諸室につきましては、別棟を増築し、ここにまちづくりや福祉など地域団体の活動の拠点となるコミュニティ室を移設するとともに、現行のコミュニティ室の場所に小会議室1を新設し、保育室を2階から移設いたします。また、大会議室につきましては、放送室や収納庫を撤去し、面積の拡充を図るとともに、2階から図書室を移設し、床面積を増加いたします。2階には現行の図書室の場所に、1階から多目的室を移設するとともに、現行の保育室の場所を小会議室2として改装いたします。このほか、エレベーターの更新や屋上に太陽光発電設備を設置いたします。

工事期間中の公民館事業につきましては、屋外で実施する体育事業をはじめとして、可能な限り実施してまいりたいと考えております。

最後に、今後の事業スケジュールにつきまして、ご説明申し上げます。

本年7月31日から仮設の施設で業務を開始し、工事に着手いたします。工事の完成は来年2月末の予定で、その後、完了検査等を経まして、3月下旬に改修後の施設に戻り、4月から供用を開始する予定でございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。ご意見ございましたら、どうぞ。

それでは、こういう状況になるということ、市民の方々にはどういう形で広報なさっているかどうか。

小森生涯学習課長 まず、地域の方につきましては、公民館を利用されるサークル等の方について、既に2月の中旬くらいから説明を、改修に入りますよということで説明をさせていただきたいと考えております。

それから、実際の公の周知等につきましては、まず地域の方に、4月1日号を今、予定しているのですけれども、地域情報紙等でお知らせをしたいと。広報さがみはらにつきましては、5月1日号で市全体にお知らせしたいと考えているところでございます。

小林委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第10号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第10号は可決されました。

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について
小林委員長 引き続ききまして、日程9、議案第11号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第11号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小山公民館の大規模改修工事及び増築工事の終了に伴い、その位置を仮設の施設の所在地から改修後の施設の所在地に変更する施行期日を定めたく提案するものでございます。

規則の内容でございますが、2ページの議案第11号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

昨年3月22日に議会で原案可決されました相模原市立公民館条例の一部を改正する条例第2条で、改修後の施設の所在地に戻すことを規定しており、附則で、第2条の規定は交付の日から起算して1年1カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとされており、この施行期日を平成26年3月21日とするものでございます。

以上で、議案第11号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終了いたしました。質疑を行いたいと思います。

田中委員 仮設部分から元の位置に戻るということで、その仮設の場所は今後どういうふうなことになるのでしょうか。

小森生涯学習課長 今現在は、仮設の事務所は小山公民館の向かいの東京ガスの建物を使用させていただいているという状況でございます。一応今年度いっぱい、3月31日までの契約になっておりますので、それまでにきれいに中の方を、今、いろいろな物品とか机とか椅子、そういうものを運び、元へ戻しまして、きれいにして、もとどおりにして、4月以降はお返しするという形になります。

小林委員長 そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ほかにありませんので、これより採決を行います。

議案第11号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 異議がございませんので、議案第11号は可決されました。

相模原市立図書館協議会委員の人事について

小林委員長 引き続ききまして、日程10、議案第12号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第12号、相模原市立図書館協議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

図書館協議会につきましては、図書館法並びに相模原市立図書館条例の規定により、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につきまして意見を述べる機関として設置しております。

委員の定数につきましては10人で、任期は2年となっております。

本議案につきましては、社会教育の関係者としてお願いをしておりました吉川恵美委員から、任期途中において辞職の申し出がございましたので、これを承認し、後任として大橋千景氏を2月8日付で委嘱するものでございます。

大橋氏は、現在、社会教育委員会議の委員でございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間で、平成26年8月28日まででございます。

以上で、議案第12号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 議案説明が終了いたしました。これから質疑に入りたいと思います。

福田委員 辞職の理由ということでございますが、個人情報に抵触しない範囲で教えていただけるようでしたら、お願いしたいと思います。

横山図書館長 吉川委員につきましては、社会教育関係者といたしまして、社会教育委員

会議から推薦をいただいておりますが、社会教育委員といたしましての任期満了に伴う辞職のためでございます。

小林委員長 そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ほかにありませんので、これより採決を行います。

議案第12号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 異議ございませんので、議案第12号は可決されました。

相模原市立公民館長の人事について

小林委員長 次に、日程11、議案第13号、相模原市立公民館長の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第13号、相模原市立公民館長の人事につきまして、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、本件は、社会教育法第28条の規定により、相模原市立公民館長の任期満了に伴う後任館長の任命をいたしたくご提案するものでございます。

平成26年4月1日付で委嘱いたします公民館長は、上鶴間公民館館長、齋藤輝彦氏でございます。城山公民館館長、中戸川敏彦氏でございます。

委嘱期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

いずれの方々も社会教育に造詣が深く、公民館運営に熱心に取り組むことができる方であるということで、それぞれの公民館運営協議会よりご推薦いただきました。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、議案第13号参考資料によりご説明させていただきます。

齋藤氏につきましては、平成23年4月より委嘱いたしており、今回は2期目の委嘱でございます。中戸川氏につきましては、平成20年4月より委嘱いたしており、今回は3期目の委嘱でございます。

以上で、議案第13号、相模原市立公民館長の人事につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 議案の説明が終了いたしました。これより質疑に入りたいと思います。

福田委員 何期目まで委嘱できるのかどうか、上限が定められているものでありましたら、教えていただきたいと思います。

小森生涯学習課長 公民館長の任期につきましては、1期3年で、3期を限度としますということで、これにつきましては、公民館条例の施行規則、こちらの方でそのような、任期が3年というのを条例の施行規則の方で定めておりました、あと、これは内規の方なのですけれども、3期を限度とするというような形で、9年という形です。

福田委員 公民館長の報酬について、お伺いしたいと思います。

小森生涯学習課長 公民館長の報酬につきましては、実は旧津久井地域と旧市の区域と、ちょっと報酬が違っている部分もあります。基本的には月額5万円でございます。

ただ、本庁管区は32の公民館がございまして、その中に普段職員が常駐していない公民館というのが4つございます。これは津久井地域の方なのですけれども。青根の公民館、この館長につきましては、年額3万2,300円というふうになっております。沢井、佐野川、牧野、こちらにも館長がいらっしゃるのですけれども、こちらにつきましては、年額3万3,600円というような形になっております。

田中委員 何日とか何時間とか、そういう勤務の時間の規定というのがあるのでしょうか。

小森生涯学習課長 月額5万円の報酬になっている館長、こちらにつきましては、1月について概ね50時間とすると。あと、青根、沢井、牧野及び佐野川、この館長につきましては、勤務時間は1年について概ね50時間とすることでございます。

大山委員 今の報酬の件なのですが、旧津久井地区と旧相模原市の差がまだ依然として残っていると受け取ってよろしいのでしょうか。公民館の開館時間もだんだんに旧相模原市に合わせてきているところで、将来、どちらかに合わせるのか、その辺のちょっとお考えをお聞きしたいと思いますけれども。

小野澤生涯学習部長 合併からもう約7年目という形で、これまでも各旧町につきましては、公民館の形態がそれぞれでございまして、旧市と違いまして、旧市の場合には公民館職員が配置されて運営しておりますが、例えば相模湖の場合に、桂北・千木良、館長が兼務をしているというような状態のところもございます。また、藤野の場合には、藤野中央公民館、沢井、それから佐野川、牧野というような形の中で、地域の歴史があった中で、なかなかそれを一遍にというのは難しい。

今後、旧市に合わせていく必要があることは認識しているなかで、これまでの各歴史が

各地区にございますので、生涯学習部の方で検討して、報酬等の問題や旧津久井と旧市の館長との立場の違いなどの整理の中で、館の位置付けやあり方を明確にして、社会教育委員会会議等からもご意見を伺いながら検討していく予定でございます。

小林委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ほかにありませんので、これより採決を行います。

議案第13号、相模原市立公民館の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 異議ございませんので、議案第13号は可決されました。

ここで、職員の入れ替えのため休憩といたしますが、この後、視聴覚機器等の準備の都合がございますので、若干長めにしまして、5時からいたします。15分間の休憩をとります。よろしくお願ひします。

(休憩・16時45分～17時00分)

小林委員長 それでは、時間になりましたので再開いたします。

杉山教育総務室総括副主幹 恐れ入ります。日程1、議案第3号の補正予算に係る議案のところで、大山委員の方からご質問いただきました、防災・減災プログラムにかかわるご質問で、市全体の防災・減災プログラムにかかわる予算のうち、教育委員会の分の比率がいかほどかというご質問がございました。これについてお答えが延びておりましたので、この場をおかりしてご報告させていただきます。

市全体といたしましては、金額が16億2,678万2,000円。そのうち教育委員会の分といたしまして、14億2,339万6,000円ということで、比率といたしましては、教育委員会分が約87%となっております。

小林委員長 大山委員、よろしいですね。

大山委員 はい。

相模原市文化財の指定及び登録並びに相模原市登録文化財及び旧藤野町指定重要文化財の解除にかかわる諮問について

小林委員長 それでは、日程12、議案第14号に入ります。相模原市文化財の指定及び登録並びに相模原市登録文化財及び旧藤野町指定重要文化財の解除にかかわる諮問につい

てを議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第14号、相模原市文化財の指定及び登録並びに相模原市登録文化財及び旧藤野町指定重要文化財の解除にかかわる諮問について、ご説明申し上げます。

本件は、平成26年4月1日付で、新たに指定文化財として4件を指定、登録文化財として1件を登録することに伴い、登録文化財1件と、旧藤野町指定重要文化財1件の解除について、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第31条の規定に基づき、相模原市文化財保護審議会に諮問いたすものでございます。

今回の新規文化財の指定4件及び登録1件につきましては、あらかじめ市文化財保護審議会が現地調査等を行っており、その文化的価値について確認をしております。

なお、平成12年10月1日に本条例を施行し、順次、文化財の指定・登録を続けておりますが、今回の指定によりまして、指定件数は55件、登録文化財は77件となり、市指定登録文化財は合計132件となります。

次に、3ページに新規の指定登録文化財及び解除となります文化財の一覧を記しておりますので、内容についてご説明申し上げます。

まず、1の指定文化財に指定する文化財4件でございますが、1件目が大谷家旧主屋（清兵衛新田開拓農家）で、種別は有形文化財の建造物でございます。

ほかの3件は全て種別が有形文化財の考古資料で、2件目が下森鹿島遺跡第 文化層出土の石核、3件目が橋本遺跡出土の土偶、4件目が寺原遺跡出土の線刻画土器でございます。

次に、2の登録を解除する文化財でございますが、こちらにつきましては、現在、登録文化財である大谷家旧主屋（清兵衛新田開拓農家）を1で指定することに伴い、登録を解除するものでございます。

次に、3の旧藤野町指定重要文化財を解除する文化財及び4の登録文化財に登録する文化財でございますが、こちらは曳家による移設工事のため、旧町指定の効力を、相模原市文化財保存及び活用に関する条例の附則による経過措置として継続しておりました吉野宿ふじやについて、このたび移設工事が完了したため、旧町指定を解除し、市の基準に照らし、新たに市登録文化財とするものでございます。

なお、今回の指定登録または解除する各文化財は、全て相模原市所有のものでございます。

次に、各文化財の詳細につきまして、議案第14号関係資料に基づき、文化財保護課の担当学芸員より説明をさせていただきますので、よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

木村文化財保護課主査 それでは、議案第14号の関係資料に基づいて、パワーポイントでご説明いたします。

まず、指定1及び市登録文化財の解除となる大谷家旧主屋（清兵衛新田開拓農家）でございますが、種別は市指定有形文化財（建造物）でございます。

所在地は、新磯野4-1-1ということで、これは現在、部材を補完しております埋蔵文化財整理室の所在地になります。

員数は1棟で、年代は江戸時代のものでございます。

提案理由としては、大谷家旧主屋は、江戸時代末期に行われた清兵衛新田の開拓農家の住宅として使用されていたものでございまして、江戸時代の開拓の歴史を語る上で重要な文化財であるということで、今回、指定が妥当と考えております。

旧大谷家があった場所ですけれども、JR相模原駅から氷川神社の方に向かいまして、少し南側に入った清新2丁目のところでございます。

こちらが外観写真でございますけれども、間口が約5.5m、奥行きが4.5mになりまして、平成13年に市の登録文化財に所有者の同意をいただきまして、登録になっております。平成24年に、所有者より現地保存困難との申し出がございまして、平成25年2月に市の方に建物を寄贈していただき、解体工事に伴う部材調査を行いました。

こちらは内部の状況で、間仕切り等のない1室で、近年までは物置として使用されており、生活用具等を搬出した状況でございます。

解体につきましては、部材を慎重に取り外していきまして、柱とかそういった主要部材が当初のまま使われているということが判明しました。また、床組等の状況がわかりまして、当時の間取り等もうかがえることができました。部材に伴う解体調査によって、建築的価値が今回明らかになったところが1つ。それから、現在、市史編さんに伴う古民家調査というのを博物館で行っておりますが、こちらで、旧市域で近世の古民家が残っているものがごくわずかであるということが判明し、希少であるということが明らかになりました。

このように、近世後期の開拓農家、新田開拓を物語る唯一の貴重な建造物であり、かつ上層農家と違い保存が難しい庶民の住宅が残されているという貴重な事例であるというこ

とで、専門家の方からも評価をいただいております。それで、今回、登録文化財から指定文化財に提案をさせていただくというものでございます。

現在は、部材を旧磯野台小学校の教室内に保管しておりまして、こちらが壁材等で、奥の方が柱、梁等の主要部材等になります。その後、木食い虫等の虫害等がちょっと確認されましたので、現在、薬剤等によってビニールの中で殺虫処理等を行っているという状況でございます。

続いて、考古資料になります。

中川文化財保護課主任 続きまして、考古資料の指定3件につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、指定2としまして、下森鹿島遺跡第 文化層出土の石核になります。

種別は指定有形文化財（考古資料）です。いずれも相模原市立博物館に収蔵されている資料になります。

こちらの石核は14点、旧石器時代、大体2万3,000年ほど前の資料になります。

まず、位置ですけれども、境川流域沿いの場所になります。こちらの地図ですと、境川がこちらで、町田駅がこちらになります。町田駅から境川を挟んで西に500mほどの地点になります。こちらの今、赤い丸のところです。境川がこちらで、町田駅がこちらになります。

土地区画整理事業に伴いまして、1988年から1990年にかけて、約6,000㎡が発掘調査されています。旧石器時代の遺跡として調査をしておりまして、左手の写真が発掘調査の状況、それと、旧石器時代に遺跡としましては3つの時期に分かれていまして、この一番下の第 文化層というところから発見された資料になります。

今回、この資料につきましては、ちょっと見づらくて申し訳ないです。大体2万3,000年くらい前の石器群の一部になります。石核ということなのですが、当時の人たちは、石を原料にして、それを打ち割って石器をつくと。その石器のもととなる石核、こちらが左の写真のようにまとまって発見されたという希少な事例になります。恐らく石核の一括保管、または隠匿したと見られる遺構ではないかと評価されているものです。

こちらがその石核の資料になります。この石核の石材が、多摩川中流域でとれます黒色頁岩、チャートと呼ばれている石材がございます。それと利根川、かつては東京湾の方に流れていました。東京川ともいいまして、当時は海水面が下がっていますので、陸地化している場所です。こういった場所から、多摩丘陵、境川を超えて、下森鹿島遺跡の方に持

ち込まれたと考えられます。旧石器時代後半期の石器石材の獲得と利用、生活領域を解明する上で学術的価値の高い考古資料となります。

続きまして、橋本遺跡出土の土偶です。

こちら市立博物館の方に、現在、常設展示されている資料です。

縄文時代で、およそ5,000年から4,500年前の資料、40点になります。

位置はこちらになります。

ちなみに、このオレンジの部分が、相模原市の教育委員会の方で確認している遺跡の箇所です。市域で全部で530カ所ございます。

橋本遺跡は、1980年から1985年にかけて、こちらの八王子バイパスの建設に伴いまして、約4万㎡の発掘調査が行われた遺跡です。

位置としましてはこちらになります。この辺に境川が流れておりまして、橋本がこちらです。

橋本遺跡の発掘調査、縄文時代の集落としては非常に大きな集落として発見されておりまして、現在までのところ、80軒ほどの住居の跡が見つっております。その中で特徴的な土偶が、この遺跡からは数多く出ております。こういったものが土偶になります。人型をした土製品になるのですが、非常に形が省略化されたり簡略化された土偶であるというのを特徴としておりまして、学術的には橋本土偶形式といったような名称で呼ばれることもございます。土偶にまつわる祭祀を知る上で学術的価値の高い考古資料であると思われま。

続きまして、指定4、寺原遺跡出土の線刻画土器です。

こちら市立博物館の方に収蔵されておりまして、点数は1点でございます。

同じく縄文時代の、5,000年から4,500年くらい前のものになります。

寺原遺跡は、場所はこちらです。鳥屋になります。鳥屋小学校のこちらの学校建設、1978年に学校建設に伴いまして発掘調査が行われた縄文時代の集落跡でございます。約1,600㎡が発掘調査が行われまして、大体30軒ほどの住居の跡が発見されております。

ここで指定の提案をさせていただく線刻画土器は、この102号住居地というところの、この場所で発見されたものでございます。

右手の縄文土器、これはこの時期一般的な縄文土器なのですが、今回提案させていただいているのがこちらのものになります。土器の表面を、文様を削り取って、線で刻

印したものになります。線刻画土器そのものは非常に希少性の高いものになります。

その線刻画の内容ですけれども、橋本遺跡の土偶と同じような、土偶の文様、それが写し込まれたものというふうに現在考えられておりました、縄文時代中期の後半の段階で、そういった線刻画土器が出るというのは非常にめずらしいということで、学術的価値の高い資料になります。

木村文化財保護課主査 続きまして、藤野町指定文化財の解除及び登録1の吉野宿ふじやになります。

種別が登録有形文化財（建造物）で、場所が緑区吉野214、員数としては1棟で、年代は明治30年ごろとなっております。

提案理由としましては、吉野宿ふじやは、甲州道中吉野宿において旅籠の名残をとどめる希少な建物で、また、近世から近代の養蚕農家の変遷を考える上でも貴重な建造物ということで、今回、登録が妥当と考えております。

場所ですが、国道20号相模湖インターチェンジを過ぎまして吉野宿に入りますが、この吉野宿の中間ほどにありまして、相模川を背にしているという状況の場所です。

こちらが外観写真になりまして、間口が約14.5m、奥行きが9mほどございます。

概要としまして、以前は旅籠の藤屋というものが前身の建物としてありました。これが明治29年の大火で焼失した後に、このふじやが建てられたと伝えられております。再建後は、旅籠としてではなく養蚕農家として2階と屋根裏部分に養蚕のための蚕室が設けられていたというものです。

これは曳家後の現状ですが、曳家前はこの歩道部分の手前に、ですから20号にもう本当に直面しているような状況で建っておりました。

これが曳家状況の写真でございます。歩道がなく、直面しているということです。

経過を申しますと、平成元年に旧所有者から旧藤野町に建物が寄贈され、平成3年に郷土資料館「ふじや」として開館しました。平成18年に藤野町指定重要文化財に指定されまして、平成24年から建築基準法の適用除外を受けて、国道20号線の拡幅に伴う建物の一部滅失及び曳家による移設工事が行われ、平成25年7月にリニューアルオープンしました。

ここでちょっと、建築基準法の適用除外という難しいところがありますので、簡単にふれますと、建築基準法に則った工事を行いますと、どうしても現代的な方法でしか建てられないということで、こういった古い建物の文化財的価値を有したままの工事ができない

ということになります。そのため、指定文化財については、建築基準法の適用除外を受けて工事ができるというようなことになっているため、今回、適用除外を受けた中での工事を行ったということになります。

内部になりますが、こちらの奥の間という部分ですが、この式台、玄関の間、中の間、奥の間といった客室空間が非常に多い建物で、同規模の建物に比べてそういった空間が多いというところで、こういったところも旅籠の名残等がとどめられていると考えられています。

2階が、かつては蚕室があったのですが、現在は資料展示がされているという状況です。

屋根裏になりますが、こちらも蚕室でありましたが、現在は資料の保管庫という形になっております。

ふじやは、建築年代は明治ということですが、吉野宿に設けられた旅籠の名残をとどめる希少な建物という状況です。それから、柱、梁、桁等の主要部材が当初の部材のままであるということが調査によりわかっておりまして、また、接客空間が多いというところなども旅籠の名残をとどめていると。さらに、近世から近代の養蚕農家の変遷を考える上で貴重な建造物ということで、今回、移設工事の完了に伴い、旧藤野町指定を解除しまして、市の基準に照らして登録文化財というふうに新たにすることということで、今回、提案をしております。

以上が説明になります。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。ご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

田中委員 指定文化財、登録文化財とする基準というものが多分条例などで設けられていると思うのですが、ご説明いただけたらと思います。

川島文化財保護課長 指定文化財と登録文化財という分け方ですが、指定文化財につきましても、建物でいきますと、建築の様式であるとか、あるいはデザインであるとか、こういったものが非常にすぐれていると。要するに芸術的な価値が高い。それから、先ほど考古資料の中でも、いわゆる学術的な価値が高いということでご説明しましたけれども、そうした芸術的、学術的、あるいは歴史的にも非常に重要で価値が高いというもの、こうしたものをいわゆる指定というものにしてあります。

登録ですが、地域の歴史を、あるいはその文化を知る上で貴重なものということ

で、どうしても指定ですと、その文化財の頂点の部分が指定になりますので、その裾野を広げるという意味で、もう少し広く文化財を捉えまして、それで地域の歴史や文化を知る上で貴重な資料、建物、こういったものを登録文化財とさせていただいております。

これも一応基準の方を設けておりまして、その基準に従いまして、指定にするか、登録にするか、こういったものを判断させていただいているということでございます。

大山委員 8ページの下森鹿島遺跡の件についてですけれども、これ、発掘が20何年前なのですよ。今こういう指定されるというのが、何か順番でしているのか、あるいはそれだけ評価されるのに時間がかかったのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思うのですが。

川島文化財保護課長 20年、30年前の調査のものが、今現在、ここで指定をするということですが、これは平成23年に旧市内を中心に、相模原市史の考古編というのが出版・刊行されました。この中では、今回提案している遺跡もそうですけれども、市内で発掘調査が行われた全体をこの中で網羅をしまして、その調査をし、研究をして、そして相模原市史の考古編としてまとめております。これはもう既に一般の資料として公開をし、行政資料コーナーの方でもこれは頒布をしておりますけれども、この中でおさめられてきたということですので、こうした考古資料として、考古編としてまとめられたこうしたものを背景にしながら、ここで改めて指定文化財として、さらに活用を進めていきたいということです。

今後一応、この資料に基づきまして、さらにこうした貴重な考古資料につきましては、指定または登録を進めてきたいと考えております。

田中委員 今、その部材が保管されていたりとか、先ほどの石核とかが保管されているということなのですが、この場所とか建物であるものではなくて、この部材を保管することが重要なのですね。ちょっとそこを教えてもらいたいのなのですが。

川島文化財保護課長 この建物ですけれども、説明もありましたように、主要な柱であるとか、あるいは桁、それから梁であるとか、あるいは床組みであるとか、ほぼこの建物を復元することができる部材が残されております。これは解体されずに残っていても、あるいは部材として残されても、その価値は変わらないと認識しております。

この事例としましては、解体して指定をした理由としましては、鎌倉の英勝寺の山門であるとか、それから指定後に解体をしたものが、緑区の大島にあります旧青柳寺の庫裡、これは一旦指定をして、それで解体をして、その後また復元をしたというような、そ

う事例もございます。ですから、一応解体をしても、その部材が重要であるといえ、文化財的価値は下がらないと考えております。

小林委員長 そのほか、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ほかにありませんので、これより採決に入りたいと思います。

議案第14号、相模原市文化財の指定及び登録並びに相模原市登録文化財及び旧藤野町指定重要文化財の解除にかかわる諮問についてを原案どおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 異議ございませんので、議案第14号は可決されました。

漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願

「学校図書」の自由を守り『はだしのゲン』が自由に閲覧できることを求める請願
公共図書館・学校図書館等の利用に関し、特定図書の閲覧制限等がされないことを求める請願

小林委員長 続きまして、日程13、請願第1号、漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願、日程14、請願第2号、「学校図書の自由」を守り『はだしのゲン』が自由に閲覧できることを求める請願、日程15、請願第3号、公共図書館・学校図書館等の利用に関し、特定図書の閲覧制限等がされないことを求める請願を議題といたします。

請願第1号から第3号までは、内容に関連のある請願であることから、一括して議題といたします。

なお、請願第1号から請願第3号につきまして、事務局へ的事实確認やご意見等、質問等がございましたら、お願いいたします。

大山委員 現状の確認としまして、学校図書館に置く本を選定する流れと、選書の基準のようなものがあるのかどうかお伺いしたいのですが。

西山学校教育課長 各学校において、子どもたちに読ませたい本等につきましては、子どもたちから読んでみたい本についてリクエストをとってみたい、また、教職員全体での調査を行うなど、学校には司書教諭また図書館担当教諭、また相模原市教育委員会の方で配置しております図書整理員等も交えて協議した上で選定を行っております。

なお、その選定に当たりましては、最終的には学校長が決定しているという状況でございます。

なお、教育委員会として選書の基準等は設定しておりません。

田中委員 では、今のお答えのまた確認になるのですが、選書の際というのは、教育委員会が関係せず、各学校において選んでいただいているということによろしいのでしょうか。
西山学校教育課長 そのとおりでございます。

福田委員 ちょっと「はだしのゲン」そのものとは離れるかもしれませんが、先ほど、司書教諭というものについてご発言があったかと思いますが、109校必ず司書教諭はいると理解してよろしいでしょうか。

西山学校教育課長 司書教諭の配置につきましては、12学級以上の学校については司書教諭を必ず置かなければならないという国の規定がございますが、11学級の学校についてはその規定がございません。

本市におきましては、11学級の学校についても司書教諭を置いている場合もございますが、司書教諭がない学校もございます。学校図書担当教諭、図書館の担当教諭というものは、全校にいる状況でございます。

小林委員長 事実確認やご意見を踏まえて、しかる後に審議に入るというステップを組んでいきたいと思っておりますので、疑問点等々の確認をお願いできればと思っております。

田中委員 相模原市内の学校図書館において、「はだしのゲン」がどのくらい子どもたちに読まれているか、その辺をもし把握していらしたら、教えていただきたいのですが、お願いします。

石黒学校教育課指導主事 小学校の学校図書館では、貸し出し可能としている小学校での今年度4月から12月までの貸出冊数、延べ冊数について調査しております。ゼロ冊が2校、1冊から50冊が25校、51冊から100冊が9校、100冊以上が6校でした。それから、中学校におきましても同じように、今年度4月から12月までの貸し出し延べ冊数を調べさせていただきましたが、ゼロ冊が3校、1冊から50冊が9校、51冊以上の学校はなしという結果になっています。

小林委員長 請願の第3号に、冒頭に「公共図書館・学校図書館等の利用に関し」という表現がございます。公共図書館において、特定図書の閲覧制限というのをなされているのかどうか、お伺いいたします。

横山図書館長 公共図書館の閲覧制限についてでございますが、本市図書館といたしまし

ては、図書館が資料を収集し、提供することによりまして、住民の知る自由を保障するという重要な役目を担っていますことから、閲覧・貸し出しの制限については慎重にすべきであり、また、制限を加える場合は、それ相応の合理的な理由が必要であると考えております。

日本図書館協会というところで、図書館が提供制限を行うことがあり得る要件というのを示しておりますので、口述いたします。

まず、頒布差し止めの司法判断があること。次に、そのことが図書館に通知され、被害者が図書館に対して提供制限を求めたとき。このような事案があるときにつきましては、図書館の方で制限をする場合がありますが、それ以外のときにおきましては、その都度判断することとしております。

福田委員 本市において、学校図書館及び公共図書館でそのようなことが過去にあったかどうか、ちょっとその確認をさせてください。

江戸谷学校教育課担当課長 本市教育委員会の方に関しましては、そういった、これまでこちらに特定の書籍を置くべきでないといったご意見はいただいていないという状況でございます。

横山図書館長 神奈川県青少年保護育成条例というものがございまして、そちらで有害図書の指定を受けました図書につきましては、児童への閲覧・貸し出しの制限をしたことがございます。「完全自殺マニュアル」という本がございまして、そちらの方につきましては、年齢の確認をして、子どもには貸さないこととしたことがございます。

小林委員長 その本は有害図書の指定をなされているわけですね。

横山図書館長 はい。

小林委員長 この「はだしのゲン」の学校における取り扱いが全国的に話題になったのは、松江市の教育委員会の事案がきっかけかと思いますが、その辺の経過について、ご説明いただければと思います。

江戸谷学校教育課担当課長 経緯でございますが、平成24年8月に、高知県の市民団体から、松江市の小・中学校から「はだしのゲン」の撤去を求める陳情が、松江市議会に提出されたと聞いております。同年11月に、市議会の民生委員会にて、学校図書館から撤去する必要はないということで不採択とされているようです。その後、教育委員会事務局が、教育的な見地から再検討を行ったということです。原爆の恐ろしさであるとか、反戦・平和を訴える、そういう作品自体の高さについてはすばらしく、何ら否定するもので

はない。しかしながら、とりわけ10巻に、斬首であるとか性的暴力等の描写があることから、学校において可能な限り教員や司書教諭の目に届くところで読まれるものとして、取り扱いに一定のルールが必要だということで見解がまとめられたようです。

同年12月に、事務局の方が校長会に対して、学校図書館から撤去はしないが、子どもだけでは見せない、担任等に申し出て読むというような措置が求められたということです。

翌年の平成25年8月、一部報道が、ご存じのとおり、「はだしのゲン」についての閉架措置ということで報道がされ、市民等から2,000件近い意見が教育委員会等に寄せられたと聞いております。また、同年8月、これまで教育委員会の事務局が中心となって協議をしてきたことから、教育委員会で協議がされ、子どもに見せる、見せないは学校の判断に任せるとの意見が全会一致でなされて、閲覧制限の撤回が決定されたと。

同年10月の時点では、松江市49校のうち、「はだしのゲン」を所有する43校中41校が自由閲覧、1校が検討中、1校が原則閉架措置との状況を把握しております。

福田委員 保護者やPTAの方からこのようなことについて何か言及がなされたというようなことはありましたでしょうか。

石黒学校教育課指導主事 これまでのところ、保護者等から特定の書籍を置くべきではないといったような意見は教育委員会の方には届いておりません。学校の方にも届いているというような情報は聞いておりません。

小林委員長 学校の方にも届いているという情報は得ていないということですね。

石黒学校教育課指導主事 得ていないということです。

大山委員 では、私の方からちょっと提案をさせていただきたいと思います。

図書を選定におきましては、各学校の自主性を尊重していること。それから、現状として、今の質問にあったように、保護者などからも特に意見は出ていないということ踏まえまして、この請願につきましては慎重に議論する必要があると思います。私どもが作品をもう少し読み込む時間をいただきまして、今回、継続審議として、次回の定例会で再度審議をすべきと考えますが、いかがでございましょうか。

小林委員長 今、大山委員より継続審議とする旨のご提案がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。我々は作品を読み込んで考えを整理する時間が必要だと、そういう背景でございまして、いかがいたしましょうか。

田中委員 ぜひそうしていただければと。

福田委員 そのようにお願いします。

小林委員長 継続審議ということですか。

それでは、請願第1号から請願第3号につきましては、3月の定例会で再度審議することで、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 それでは、請願第1号、漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願、請願第2号、「学校図書自由」を守り『はだしのゲン』が自由に閲覧できることを求める請願、請願第3号、公共図書館・学校図書館等の利用に関し、特定図書の閲覧制限等がされないことを求める請願については、継続審議と決定いたします。

本日の議事は全部終了いたしました。ありがとうございました。

教職員研修平成25年度実施状況及び平成26年度実施計画について

小林委員長 それでは、事務局から報告事項があるようでございます。

まず、報告事項1について、総合学習センターからお願いいたします。

金井総合学習センター所長 それでは、平成25年度の教職員研修の実施状況並びに26年度の実施計画について、ご報告させていただきたいと存じます。

まず最初に、平成25年度の教職員研修の重点でございます。授業力の向上、教育課題への対応、マネジメント力の向上、教育の情報化の推進、それから学校への訪問支援研修の充実、以上5点を重点とさせていただきました。

そんな中、新設の講座といたしまして、特別支援教育に関しまして、スキルアップ研修講座として、障害の種別に応じた指導のあり方、支援のあり方についての研修講座を新設いたしました。

また、教科指導に当たりまして、技能研修を実施してまいりましたが、これまで基礎コースということで、小学校の先生方を対象に基礎的なスキルを学んでいただく研修を実施していましたが、今年度新たに、スキルアップコースといたしまして、発展的な講座を設置いたしました。

3番目といたしまして、今年度の講座数と受講者数、12月末現在の状況でございますが、そちらの表でございますように、昨年度と比較した表を作成いたしました。

昨年度末の状態では、講座数並びに受講者数が減少となっておりますが、こちらは、まず講座に関しましては研修の精選をしたということ、それから受講者数につきましては、

昨年度は年内に行っていた研修を今年度末に実施するというものが残っておりというよう
なこともありまして、12月末現在では減少というふうな形で見えているということにな
っております。

これらの研修につきまして、受講者アンケート等により効果測定を実施しております。
4点満点で、それぞれそこにあるような数値の評価をいただいております。また、指導主事も
それぞれの研修についての振り返りをし、評価をし、来年度への改善に向けて検討して
おるところでございます。

これらの数値に関しましては、あくまでも指標の1つと捉えており、受講者の方々の実
際の声、それから学校管理職へのアンケート等からの評価、また教育課題についての情報
収集等によりまして、点数だけによらず、次年度の改善については検討を進めていると
ころでございます。

そうしている中、成果として4点挙げさせていただきました。教職員が自分の課題や改
善策を明確にすることができた。また、意欲を高めることができた。2といたしまして、
いじめ未然防止についての研修を学校長、児童生徒指導担当者、学年主任を対象にそれ
ぞれ実施いたしまして、校内での組織的な対応に対する意識を高めることができた。3番
目といたしまして、希望研修で1講座当たりの受講者数が増加した。4番目といたしまして、
学校を会場とする研修を実施し、学校への支援を拡充することができたと捉えております。

また、課題といたしましては、マネジメント力向上を図る研修を実施しております。こ
すけれども、受講者の役割や個の意識の違い等、これらにつぶさに対応することが十分で
はなく、研修効果に差が見られた。2番目としまして、年次研修においては、校内の研修
と校外の研修を関連付けるということを目指しているところではございますが、そこが
まだ十分ではない。3番目といたしまして、受講者アンケートという形で、講座の内容に対
する評価はそれぞれにしておるところですけれども、実際の学校での教育活動に反映さ
れているかどうかというところを、もっと学校との連携をしながら我々も把握して
いく必要があるのではないかということ。それから4番目といたしまして、教育委員
会の中で、総合学習センターだけではなく、各課で連携をしながら、相模原市の
教職員全体の資質の向上を図っていく必要があるというようなことを課題として
捉えております。

そうしまして、平成26年度の研修の重点といたしましては、授業力の向上、教育課
題への対応、支援教育の推進の充実、教育の情報化の推進と、平成25年度と重点
の置き方はほぼ同様でございますが、今年度以上にこれらの研修についての重点化
を図りまして、

充実を図ってまいりたいと考えております。

その一環といたしまして、これまで支援教育コーディネーター対象の研修は新任の方のみ行っておりましたが、改めてコーディネーターの役割の重要さへの認識を深めまして、全校対象の研修を実施してまいりたいと思います。

また、変更点といたしまして、新設の研修講座としては、先ほど挙げたコーディネーター研修のみになりますが、内容の充実を図るというようなこと、回数の見直しを図る、こういったことを進めてまいりたいと考えております。

また、変更点の5番目にある、ミドルリーダー養成研修の廃止とありますけれども、こちらに関しましては、校内研究の主任対象、学年主任を対象とした研修など、それぞれの役割に応じた研修に発展的に対処していくということで、対象者を明確にする中で、このミドルリーダー研修については来年度廃止するというので、変更点の5つ目とさせていただきます。

以上、簡単ですけれども、今年度のまとめと次年度の計画について、ご報告申し上げます。

小林委員長 ご報告は終わりました。質疑等ございましたら、お願いいたします。

中期実施計画の中に、さがみ風っ子教師塾の運営が出ていますが、それで平成26年、平成27年、平成28年の3年間ということですよ。これについて、ちょっと説明していただけますか。

金井総合学習センター所長 教師塾につきましては、今年度、今後のあり方について、関係各課の協力を得て検討を進めてまいりました。

これまで教師塾は、教師志望者を対象とした教師塾ということで5期まで進めてきたところでございますが、現在、若手教員もかなり増えている中、現職の教員の育成に、教師塾の方でこれまで5期にわたって培ってきた内容を還元していきたいというような趣旨から、現職の教員対象のコースをスキルアップコースとしまして、新たに設置することといたしました。8月をスタートとしまして、現職の教員の方が参加しやすいように、教師塾自体は土曜日1日日程でやっておるところですけれども、現職対象は、基本的に土曜日半日、また回数の方も、志望者のコースは16回とするところですが、現職向けには10回ということで、現場での教育活動も多忙を極めているところですので、回数も精選する中で支援をしていけたらと思っております。

また、研修との区別化、差別化ということで、こちらからの講義式の講座ばかりをする

のではなくて、教員の自主的な、企画立案型の研修ということにしていけたらと考えています。若い先生方のいろいろなアイデアを実現させていけるようなものにできたらという願いの中で進めていきたいと思っております。

小林委員長 この件、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

平成25年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」分析結果について

小林委員長 それでは、報告事項2について入ります。

学校教育課からお願いいたします。

西山学校教育課長 それでは、平成25年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」分析結果について、ご報告申し上げます。

本調査は、昨年度までは抽出調査として行われていたものでございますが、今年度は悉皆調査として、小学校第5学年、また中学校第2学年を対象として行われたものでございます。

文部科学省からは、12月末に相模原市の方に国から報告を受けまして、市教育委員会ではそのデータの分析を行い、分析結果としてまとめました。

なお、本日の教育委員会で報告をさせていただき、またご確認をいただいた後、この分析結果につきましては、それぞれの学校の方に資料を提供するとともに、この結果につきましても市のホームページに掲載いたしまして、学校だけでなく、家庭や地域にも情報を発信することで情報を共有し、体力向上に関する意識を高め、課題改善を図ってまいりたいと思っております。

詳細につきましては、学校教育課担当課長からご報告申し上げます。

江戸谷学校教育課担当課長 それでは、お手元にお配りしております平成25年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」相模原市分析結果についてをご覧いただきたいと思っております。

最初に表紙でございますが、本分析結果を公表するに当たっての趣旨並びに調査に関する大まかな概要につきまして、実施日、対象、目的、調査事項について掲載をしております。

続きまして、分析結果について説明をさせていただきますが、内容にふれる前に、本分析結果の紙面構成について説明をさせていただきます。

表紙裏面、1ページは実技に関する調査について、2ページは実技に関する調査から特に課題として考えられる反復横跳びの種目について、小中学校共通課題として示しております。それから、3ページは生活習慣等に関する調査について、4ページは生活習慣について特に本市の課題として考えられるテレビの視聴時間及び朝食の摂取状況について、小中学校共通課題として示しております。5ページは体力向上に向けてと題しまして、調査結果の考察と今後の取り組むべき内容を、保護者、地域にご協力いただきたいことを示しております。6ページ、7ページは参考資料として、体力向上に向けたヒントとして、児童生徒質問紙や市内の研究校及び今回の調査において顕著な結果を示しました学校の実践例について掲載しております。8ページ、9ページは本市の教員向け参考資料として、作成に当たって使用した資料について掲載しております。

それでは、1ページから順を追って説明をさせていただきます。

1ページは、実技に関する調査について示しました。

1は、実技調査に関する調査の概要として、小・中学校それぞれが行う調査項目と体力合計点の算出の仕方について示しております。

2は、全国の状況について、各種目と体力合計点の全国平均値を数値で示しております。本市の結果数値につきましては、先般、ホームページ上に公開しました全国学力・学習状況調査と同様、本分析結果にも記しておりませんことをご了解ください。

3は、全国と比較した相模原市の状況を、数値を用いずに示しております。体力合計点は全国と比べて、男子はやや低く、女子は低い傾向にありますことは、既にお知らせをさせていただいているところでございます。

その下に、各種目の概要とその状況を全国との比較として示しております。サイドステップを20秒間で何回できるかを計測する反復横跳び、30秒間で腹筋が何回できるかを計測する上体起こし、助走をつけずに両足で踏み切りどれくらい飛べるかを計測する立ち幅跳び、20mの間隔を何回折り返して走れるかを計測する20mシャトルラン、この4種目につきましては、全国と比べて低い状況にあり、その中でも小・中学校共通して低い数値を示しました反復横跳びにつきましては、小中男女共通課題として2ページ目に示しております。

2ページの1、反復横跳びについてでございますが、この動きが苦手な子どもの特徴としましては、サイドステップそのものができない、横ではなく上に飛んでしまうなどの姿が見られました。一方、得意とする子どもの特徴としましては、瞬時に重心移動ができる、

始めの合図に反応してすぐさま動きを始められるなどの姿が見られました。このことから、俊敏性等を養う観点から、体育の授業や日常生活の中で取り組める有効な運動につきまして、改善策を下に示しております。

2は、反復横跳びの測定方法と測定からわかる内容及びその効果について示してまいります。

3ページ目、生活習慣等に関する調査についてでございます。

1は、質問紙調査の概要として、主な質問項目について示しております。2は、全国状況、3は、本市の状況を全国と比較して示しました。1日のテレビの視聴時間から、朝食の摂取状況、運動時間について課題が見られ、特に小・中学校共通の課題であるテレビの視聴時間、朝食の摂取状況につきましては、4ページに取り上げました。

4ページの1では、テレビの視聴時間と体力合計点の関連について示しております。本市の児童・生徒は、テレビの視聴時間が全国と比べて長く、視聴時間が長いほど体力合計点が低いということがわかりました。

2は、朝食の摂取状況と体力合計点の関連でございます。本市の児童・生徒は、朝食を毎日食べる割合が全国より低いことがわかりました。グラフのAでは、朝食の摂取状況と体力合計点の関連について、グラフBでは、朝食の摂取状況と運動時間の関連について、家庭で生活習慣を整えることの重要性を認識していただくために掲載をいたしました。

5ページは、体力向上に向けてとしまして、1に本調査からわかった子どもたちの状況を総括的に示しました。結果として、本市の子どもたちは全国と比べて体力が高い傾向にある子どもが少なく、体力が低い傾向にある子どもが多いということがわかりました。これは一人ひとりの体力が全国より劣っているというよりも、体力の低い子どもの数が多くなったということで、平均値が下がったということが調査結果から読み取れました。

下のグラフは、1週間の総運動時間の分布でございます。1週間の総運動時間が60分未満の子どもたちが、一番左の軸に示されております。小学校の女子は21%、中学校の女子に至っては29.9%という状況になっております。

2としまして、今後、本市として取り組む内容としまして、実践例の紹介、情報の発信、体力テスト実施に向けての学校への支援、運動量を確保した体育の授業の推進、学校全体の体力向上に関する取り組みの支援の5点を挙げさせていただきました。

また、家庭、地域にお願いしたいこととしまして、食事、睡眠、テレビの視聴時間等、生活習慣を整えること、子どもたちに運動する機会を与え、運動の喜びを味わわせること

などの2点をお伝えしたいと思っております。

6ページは、体力向上に向けたヒントとしまして、運動量を増やすための今後の運動の動機付けについて、児童生徒質問紙から上位だった項目を挙げて、今後の運動の動機付けに役立ててもらおうという狙いで掲載をしております。

また、実践事例の紹介といたしまして、体力向上に効果があった4校の事例を掲載しております。A小学校は健康教育に関する研究校としての取り組み、裏面のB小学校は長座体前屈の運動の取り組み、C中学校は小・中学校の連携を通しての実践、D中学校は3年間を通じて持久走に取り組んでいる事例となっております。それぞれの学校が特徴ある取り組みを行い成果を上げております。

今回の調査結果の公表を契機に、今後も継続して学校の有効な実践内容について情報発信をしまいと同時に、また、本調査結果のダイジェスト版を、学校及び保護者向けに作成し、配信をしまいたいと考えております。

以上でございます。

小林委員長 報告が終了いたしました。質問等ございましたら、どうぞ。

これこそ学校と家庭の連携というのが非常に要求される、特に要求される分野かなと思います。そういう意味では、これを家庭にも発信するというのは非常に意義あることだと思います。

田中委員 調査の結果を受けて、このような資料にまとめていただいたこと、大変感謝いたします。ありがとうございます。本当に、これは質問とかではないのですけれども、テレビの視聴時間が3時間以上、朝食を毎日食べる子が少ないということが、実際に体力合計点との関連性があるって、これほど顕著にあらわれているということ、まず保護者が知らなくてはいけないなということを感じています。

どうしても今は、なかなか外で遊ぶ場所がなかったり、時間がなかったりという、すごく忙しい小・中学生の姿がほとんどで、なかなか学校以外で外に出て遊ぶということが、まして高学年、中学生になるとなかなかできないのではないかなと。中学生に関しては、部活動などで運動部に入っている子はそれなりの運動をされていると思うのですが、文化部とかに入られているお子さんに関しては、そういう体を動かす機会がなかなかないというのが現状だと思います。

ただ、これを、そうだからそれでいいのかというと、そうではないということ、すごく反省させられる資料だと思います。まずは家庭からというところで、基本的な生活習慣、

食事と睡眠、それからできるだけ体を動かして、何故体力が必要か、これから勉強、受験だとか、いろんな面で考えたときにも、通学にも体力は必要ですし、授業時間、長い時間に耐えるにも体力が必要ということもありますし、何しろ健全な精神は健康な体に宿る、そういうふうには、やっぱり健康でないと正しい判断、いろんな考えというのをめぐらせられないのではないかなということをしごく実感しておりますので、本当にこれは緊急に取り組まなければいけないことだと思いました。ぜひ、保護者の方にも資料をまとめてお渡しいただけると伺いましたが、ぜひよろしく願いいたします。

小林委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

専決処分の報告について

小林委員長 それでは、報告事項3に入ります。

スポーツ課からお願いいたします。

八木スポーツ課長 相模原市立総合体育館における受傷事故における損害賠償請求事件に係る、市長の専決処分により和解したことを議会に報告するものをご報告させていただくものでございます。

1の和解の相手の方でございます。いわゆるけがをされた方でございます。市内在住の方でございます。

2番のところで、和解の要旨がございます。(1)から(6)までございます。

(1)のところが事故の概要になっておりますので、ご説明をさせていただきます。

総合体育館でございますけれども、市の方から指定管理ということで都市整備公社が委任を受けているものでございまして、事故が起きたトレーニング室につきましては、さらにこの都市整備公社から、ここにございますように株式会社フクシ・エンタープライズが再委託を受けているところでございます。

事故が起きた日にちでございますけれども、平成23年8月14日の午後6時35分ということでございます。

相手の方でございますけれども、トレーニング室におきまして設置されたレッグプレスマシンということでございます。椅子に座りまして、大腿筋を鍛える器具でございまして、ちょっと写真を見ていただいた方がわかりいいかと思えます。この機械につきましては、今は大体両脚なのですが、この事故が起きたマシンについては、片脚ずつ鍛える器具でござ

ざいます。そして、トレーニング中に、同マシンの左側の足受けの部分のゴムが外れまして、金属部分が相手方の左脚すねの部分に当たってけがをしたというけがでございました。

(2)の和解の内容でございます。本市と公社、フクシ・エンタープライズでございますけれども、再発防止に努めるという条件が加わったものでございます。

さらに、(3)でございます。相手方は、本市に対する本件訴えを取り下げるという形でございます。訴訟自身はなくなるわけではございませんけれども、治療費等の請求はなくなるという条件でございます。

そして、(4)でございます。これはトレーニング室を受けている委託業者、フクシでございますけれども、相手方に対しまして、和解金として15万円を支払うというものでございます。

そして、(5)のところは、その後については、債権債務がなくなるという形でございまして、(6)で、訴訟の費用についてはお互いが持つということでございます。

経過につきましては、裏面をご覧くださいと思います。

3の和解の方法でございます。これは裁判所の方から和解の提示があったというものでございます。

それから、4番、事件の概要でございますけれども、これは経過になっております。事故が起きたのが8月14日でございまして、それから公社とフクシの方で、相手方に対して治療費等の交渉を行っております。ただ、なかなか決着がつかないということでございましたので、平成23年10月21日に、相手方は、本市に対して、治療費の125万7,761円の支払いを求める調停を、相模原の簡易裁判所に申し出たということでございます。そこで3回の調停を行ったのですが、なかなか折り合いが合わなかったという状況でございました。

そして、相手方はさらに平成24年4月15日に、本市に対して、今度は140万7,761円の支払いを求める訴えを横浜地方裁判所に提起した。いわゆる訴訟を起こしたということでございます。それから、本市、フクシ、公社が連携して対応したのですけれども、結果的に15回、裁判所に行って、事務手続、そして最後は、口頭弁論まで至っているという状況でございます。

そして、(3)でございます。平成25年11月22日に、裁判所の方から和解の、先ほどの提案があったということでございます。

そして、印の一番下でございます。平成26年1月30日に和解が成立したという状

もので同様の事故はなかったかということだと思います。

八木スポーツ課長 メーカーに確認しましたら、今までこういう事故はなかったということを知っております。

小林委員長 これで報告事項を終わりにいたします。

教育委員会の主なイベント等について

小林委員長 それでは、最後に、教育委員会の主なイベント等について、各部長から簡潔に説明をお願いいたします。

小泉学校教育部長 2月22日、教職員課が主管しておりますさがみはら教育シンポジウムがございます。先生を目指す多くの人を対象にいたしまして、将来に夢を持ってもらうということで、現役の教員をパネリストとしたシンポジウム等を開催する予定でございます。以上です。

小野澤生涯学習部長 生涯学習部の関係でございます。市PTA研究集会「ありがとうと言える『大人の背中』」ということで、2月22日にあじさい会館ホールで午後1時から3時半まで、例年行っておりますPTAの研究集会の発表が行われます。

それからあと、ホームタウンチームのSC相模原の日程が決まりましたので、3月9日の相模原ギオンスタジアム、麻溝競技場の方でホームゲームが決まりましたので、また応援をぜひしていただければと思います。

8日の土曜日に、三菱重工ダイナボアーズが最終入れ替え戦ということで、トップリーグに上がれるか上がれないかをかけて、コカコーラと、福岡レベルファイブスタジアムの方で行われますので、ぜひまた応援をお願いいたします。

それから、9日の日曜日、「かながわ駅伝」が開催されます。新町中の生徒たちも出ますので、機会がありましたら、ぜひ応援をいただければと思います。

それとあと、ソチオリンピックが今日いよいよ開会式ということで、テレビ報道等もされると思います。ショートトラックで、相模原市ゆかりの坂下選手が、優勝を目指して頑張ります。相模原の銀河アリーナで育った選手で、今も後輩の子どもたちに指導もされております。ぜひ、ゆかりのある選手ということで、テレビ等で観戦、応援いただければと思います。以上でございます。

小林委員長 この件はよろしいですか、何かご質問。

(「なし」の声あり)

小林委員長 それでは、次回の開催予定に入ります。

最後に、会議予定ですが、3月6日木曜日、午後1時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、次回の会議は3月6日木曜日、午後1時30分の開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。大変ご協力ありがとうございました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

午後6時24分 閉会